

第二次東京都再犯防止推進計画

令和6年3月



東京都

都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にあります。しかし、その検挙人員に占める再犯者の割合は約5割となっており、再犯防止に向けたさらなる取組が求められています。



犯罪のない、安全・安心な日々の暮らしは、都民の皆様がいきいきと活躍するための大前提です。

犯罪を未然に防止することはもとより、犯罪をした人たちが抱える課題を社会全体で解消し、立ち直りを促すことで、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援していく必要があります。このことは、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現にもつながっていきます。

東京都は、令和元年、「東京都再犯防止推進計画」をまとめました。本計画に基づき、連携体制を整備し、就労や住居、保健医療、福祉、教育など様々な分野で施策を展開しています。

そして、これまでの取組の検証を踏まえ、都内の再犯防止に係る取組のさらなる充実・深化を図るため、今般、第二次東京都再犯防止推進計画を策定しました。策定に当たっては、多くの皆様から貴重な御意見を賜りました。深く感謝申し上げます。

東京都は、国の関係機関、区市町村、民間支援機関、都民の皆様との連携を強化し、本計画に基づく取組を推進することで、自立への想いを後押ししていきます。

誰もが社会の大切な担い手となるよう、社会全体で支え合う。そうしたソーシャル・インクルージョンの考えのもとで、皆がいきいき暮らせる共生社会を実現してまいりましょう。

皆様の引き続きの御理解、御協力をお願いいたします。

令和6年3月

東京都知事

小池百合子

目次

第1	計画の概要	1
1	1 基本的考え方	1
2	2 計画の位置付け	1
3	3 第一次計画に基づく取組の検証と第二次計画策定に向けた基本的な方向性	2
4	4 基本方針	3
5	5 計画期間	4
第2	具体的な取組	
1	1 就労・住居の確保等のための取組	5
(1)	(1) 就労の確保等	5
(2)	(2) 住居の確保等	15
2	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	20
(1)	(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等	20
(2)	(2) 薬物依存を有する者への支援等	26
3	3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	35
	非行の防止・学校と連携した修学支援等	35
4	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組	44
	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等	44
5	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	53
	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	53
6	6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組	60
	再犯防止のための連携体制の強化等	60
	(参考資料)	
資料1	1 統計資料	65
(1)	(1) 都を取り巻く状況	65
(2)	(2) 全国の状況	70
資料2	2 東京都再犯防止推進協議会設置要綱	72
資料3	3 東京都再犯防止推進協議会実務者会議 組織運営要領	75
資料4	4 再犯の防止等の推進に関する法律の概要	77
資料5	5 第二次再犯防止推進計画(国計画)の概要	79

コラム

- 1 出所後の安定した社会生活の実現に向けた就労支援の取組について・・・11
(府中刑務所)
- 2 よりそい型の就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(東京保護観察所・東京都更生保護就労支援事業所)
- 3 立ち直りを支える居住支援法人との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(東京保護観察所)
- 4 訪問支援 息の長い支援へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(更生保護法人新興会 訪問支援員 阿部 俊男)
- 5 よりそい弁護士制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(第二東京弁護士会 弁護士 石田 愛)
- 6 東京地方検察庁社会復帰支援室について・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(東京地方検察庁)
- 7 当事者同士が支えあう一薬物依存の回復支援・・・・・・・・・・・・ 33
(特定非営利活動法人八王子ダルク 代表理事 加藤 隆)
- 8 非行の防止、学校と連携した修学支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(多摩少年院)
- 9 警視庁少年センターの活動の紹介 ～少年の居場所作りについて～・・・42
(警視庁少年育成課少年センター)
- 10 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの取組について・・・・ 51
(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター 代表理事 吉森 裕次)
- 11 更生保護女性会による地域との連携・協働活動について・・・・・・・・ 58
(東京更生保護女性連盟)
- 12 更生保護サポートセンターを通じた地域連携の促進について・・・・ 59
(東京保護観察所)
- 13 八王子市における再犯防止の取組について・・・・・・・・・・・・ 63
(八王子市 生活安全部 防犯課)

第1 計画の概要

1 基本的考え方

都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っています。一方、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められています（令和4年。法務省提供資料による。）。

犯罪のない、安全・安心な日常の生活を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。このことは、誰もが孤立することなく再出発できる社会、「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現にもつながります。

犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

東京都は、これまで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨と第一次東京都再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）に基づいて、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。

都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、これまでの取組の検証を踏まえるとともに、令和5年3月17日に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画（以下「国計画」という。）の内容を勘案し、第二次東京都再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）を定めます。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画を勘案し、東京都における取組について策定します。

本計画には、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組も記載しています。

東京都に居住等する犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、東京都としても、国の関係機関の取組を踏まえ、連携して取り組んでいきます。

3 第一次計画に基づく取組の検証と第二次計画策定に向けた基本的な方向性

東京都は、第一次計画に基づき、就労・住居の確保や高齢者又は障害のある者等への支援等、再犯防止推進に係る各課題に応じた施策に取り組んできました。さらに、未整備であった都内における再犯防止推進のための連携体制を構築するため、第一次計画策定後に、東京都、国、区市町村、都内関係機関・団体等で構成される東京都再犯防止推進協議会を設置しました。本協議会では、都内における再犯防止の推進に関する情報交換や施策に係る協議を継続して実施し、関係者間の連携を促進してきました。また、地域における再犯防止を担う区市町村の取組を後押しするため、区市町村の職員を対象とした研修会の開催や、区市町村からの相談や質問を受け付ける相談窓口の設置等に取り組んできました。

こうした一つ一つの取組の結果、新受刑者中の再入者率（再入所に係る犯行時の居住地が東京都）が減少する等、一定の成果が上がってきました。

しかし、第一次計画下における取組の状況や成果を検証する中で、「就労・住居の確保等、いずれの課題も、その解決には東京都・国・区市町村・民間協力者等の一層の連携強化が不可欠である。」、「情報が様々な場所に点在しているため、犯罪をした人などの支援者が再犯防止に関する情報を容易に入手できない。」、「地域における再犯防止を担う区市町村には、体制やノウハウの不足等により取組が進んでいない自治体も未だ多い。」などの課題が確認されました。

その上で、これらの課題を踏まえ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを設定します。

- ① 再犯防止につながる関連協議会等多様な場を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体がその連携を更に強固にし、有益な情報を関係者

間で適時共有・活用することにより、各取組を効果的に推進すること。

- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供することで、地域の立ち直り支援の取組を促進していくこと。
- ③ 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、広域的な地方公共団体として、住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現するため、積極的な情報共有、都・区市町村相互間の強固な連携等により、区市町村における再犯防止対策を後押しすること。

4 基本方針

国の第一次再犯防止推進計画に掲げられた5つの基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、国の第二次再犯防止推進計画においても踏襲されています。国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の強化等

<参考>国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

5 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

第2 具体的な取組

1 就労・住居の確保等のための取組

(1) 就労の確保等

【現状と課題】

- 刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であるなど、犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響する重要な要素です。しかし、一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くあります。
- 都内においても、保護観察終了者に占める無職者率はなお約3割（令和4年。法務省提供資料による。）に及ぶなど、就労支援の取組の一層の充実が求められています。
- また、東京保護観察所には、協力雇用主（犯罪をした者等が抱える事情等を理解して雇用し、立ち直りを支援する民間事業者）が、令和4年10月1日現在で1,187事業者（法務省提供資料による。）登録されていますが、業種に偏りがあるほか、実際の雇用に伴う不安・負担も大きいことから、同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は80者（法務省提供資料による。）にとどまり、協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれています。
- 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策としては、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」、保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」、企業と受刑者の出所前マッチングの支援となる矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の法務省矯正管区

への設置等によるきめ細かな就労支援策が実施されています。

○ 都は、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定し、刑務所出所者など就労に困難を抱える方の雇用を促進するとともに、その雇用が継続されるよう、雇用主がそれぞれの実情に応じて必要なサポートを行えるよう支援しています。

○ 引き続き、就労の確保等に取り組むとともに、就労後の確実な職場定着に向け、国による取組の実施状況を踏まえつつ、更なる職場定着のための取組を実施します。

【具体的な取組】

① 就職に向けた相談・支援等の充実

非行少年に対する就労支援

(ア) 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。【生活文化スポーツ局】

(イ) 警視庁少年センターを中心とした取組

警視庁少年センターでは、無職少年らとハローワーク等の就職相談に同道し、就労支援活動の強化を推進します。【警視庁】

② 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

ア 東京都しごとセンター及び都立職業能力開発センター等における取組

東京都しごとセンター及び都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む13か所）において、就職に必要な知識やスキル習得のための各種セミナーや能力開発を実施します。【産業労働局】

イ TOKYOチャレンジネットにおける取組

TOKYOチャレンジネットにおいて、住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資格取得支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図ります。【福祉局】

ウ 東京都若者総合相談センターにおける取組

東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。(再掲)【生活文化スポーツ局】

③ 多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等

- ・ 東京都しごとセンターや都立職業能力開発センター等（東京障害者職業能力開発校を含む13か所）に広報用チラシ等を設置するなど、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。【産業労働局】
- ・ 犯罪をした者等が抱える事情等を理解して雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を実施します。【生活文化スポーツ局】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

ア 協力雇用主の公共調達受注機会の増大

業務委託において総合評価方式を実施するに当たり、案件に応じて、政策的評価項目に「保護観察対象者等の雇用」を設定することで、協力雇用主の受注機会の増大を図ります。【生活文化スポーツ局】

イ 保護観察対象少年の公的機関における会計年度任用職員としての雇用

保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩とします。【生活文化スポーツ局】

⑤ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応

障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、工賃の向上などを目指す福祉施設の取組を支援します。【福祉局】

イ 区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進

区市町村が障害者就労支援センターを設置し、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、健康管理や就職後の悩みを解消するための相談などの就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進します。【福祉局】

ウ 障害者就業・生活支援センターによる取組

障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。【福祉局】

エ 生活困窮者自立支援制度による支援

就労準備支援事業など生活困窮者に対して必要な支援が実施できるよう、都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行います。【福祉局】

⑥ 就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保

東京保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会への参加等により、関係機関・団体相互の連携を確保します。【生活文化スポーツ局、産業労働局】

⑦ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づく施策の実施

就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（東京都就労支援事業計画）を策定し、社会情勢や雇用情勢の変化に的確に対応する施策を

機動的・効果的に展開します。【産業労働局】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援

矯正施設では、受刑者、少年院在院者に対して、職業訓練や職業指導を行っており、矯正施設在所中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等について、社会人としての基本的なマナーやコミュニケーションスキルなど、就労に必要な基礎的能力等を身に付けさせるための指導等を実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等

拘禁刑下において、刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に必要な場合に行わせるべきものと位置付けられたことを踏まえ、アセスメント結果を基に動機付けを十分に行って就労意欲を喚起した上で、個々の受刑者の特性に応じた刑務作業を適切に行わせます。また、社会復帰後の自立や就労を見据えて、実社会で必要となる社会性や自発性を身に付けさせるためのコミュニケーション能力やマネジメント能力等を養成する刑務作業等を実施するほか、高齢の受刑者や心身に障害のある受刑者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対しても、就労につながるよう、その心身の機能の維持・向上を図る刑務作業等を実施します。

【都内矯正施設】

○ 刑事施設における職業訓練等の充実

関係機関や犯罪をした者等の雇用を希望する事業主等から意見を聴取するなどし、雇用ニーズに合わせて訓練種目の整理を行うとともに、就労に必要なパソコンスキルや職場等への定着に欠かせない課題解決能力については、勤労を中心として自立した社会生活を営んでいく必要がある全ての受刑者に対し、訓練・指導する体制を構築します。

また、職業訓練を修了した者に対しては、可能な限り関連する刑務作業に就業させることにより、身に付けた知識や技能を維持・向上させるほか、出所前における訓練内容の再指導や、出所後の就労先となる企業と連携した実践的訓練を積極的に実施するなどし、職業訓練及び刑務作業が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものとなるよう、その内容の見直しを含め、より一層の充実強化を図ります。

加えて、協力雇用主、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話や職場定着等に向けた指導・支援を充実させます。【都内矯正施設】

○ 協力雇用主の活動に対する支援の充実等

- ・ 各種事業者団体等に対して協力雇用主の意義や支援制度、コレワーク（矯正就労支援情報センター）のマッチングの仕組み等について説明するなどの広報・啓発を実施し、多様な業種の協力雇用主の確保を図ります。【都内矯正施設、コレワーク関東（東京矯正管区）、東京保護観察所】
- ・ 新規に登録した協力雇用主に対する研修等の支援策を充実させるとともに、支援対象者等のニーズを踏まえつつ、求人登録後早期に雇用の機会が得られるよう円滑なマッチングを促進します。【コレワーク関東（東京矯正管区）、東京保護観察所、東京労働局】

○ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

- ・ ハローワークの職業紹介により支援対象者が就職した場合は、雇用主の同意を得た上で、一定の期間を経過後に雇用主に対し必要に応じて定着に向けた課題への対応方法について助言等を行います。また、ハローワークの職業紹介以外により就職した場合は必要に応じて、本人・雇用主同意の上、状況に応じた相談支援を実施します。【東京労働局】
- ・ 協力雇用主のもとで雇用された者の職場定着に向けたフォローアップ

プ（協力雇用主及び被雇用者双方に対する支援）及び離職後の再就職支援が、保護観察等の終了後においても必要に応じ継続して実施されるよう、職場定着支援の取組を推進します。【東京保護観察所、東京労働局】

コラム1 出所後の安定した社会生活の実現に向けた就労支援の取組について （府中刑務所）

再犯防止のための出所後の安定した社会生活の実現に向けた刑事施設の取組の一つとして、就労支援があります。刑事施設で実施している刑務作業には、勤労習慣を培い、職業的な知識、技能を習得する機能があり、加えて、改善指導として就労支援指導を実施することは、就労に向けた土台作りと言えます。

そして、在所中に職業に関する免許や資格を取得できる職業訓練を充実・強化することは、再犯防止のために重要であり、刑事施設では、様々な職業訓練が実施されています。府中刑務所では、これまで実施してきた自動車整備科や情報処理技術科等の職業訓練に加え、令和2年度から新たに介護職員実務者研修を修了できる「介護コース」を開設しました。また、職業訓練受講者に対する就労支援指導等の改善指導を実施しています。

これらの取組を踏まえ、より実効性の高い就労支援を行うために、府中刑務所では、令和4年度から、就労支援専門官を配置して、府中公共職業安定所や東京都就労支援事業者機構等の関係機関と連携した就労支援を強化しています。具体的には、希望する受刑者がいつでも求人情報等を閲覧できるような環境を整えるとともに、刑期が終了する前に、出所後の就労見込みや意向等に関する調査を実施するなどして、就労ニーズ等を把握し、個別の就労支援につなげるようにしています。

個別の就労支援では、定期的に駐在する府中公共職業安定所専門援助部門の職員が、就労支援オリエンテーションや希望する職業等の意向調査を行います。そして、協力雇用主等との連絡調整を行った上で、在所中に採用面接を実施しています。在所中に就職内定に至らない場合は、公共職業安定所に引き継ぎ、出所後の就労支援の継続を図っています。

そのほか、協力雇用主等の民間協力者からは、就労への心構えなどの職業講話や企業紹介をしていただき、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、希望する受刑者については刑務所在所期間中に採用面接までつながるケースもあります。今後も再犯防止に向けた実効性のある取組となるよう情報共有、協力・連

携を図っていきたいと思います。



職業訓練（介護コース）実習の様子



職業訓練（介護コース）講義の様子

コラム2 よりそい型の就労支援について

(東京保護観察所・東京都更生保護就労支援事業所)

東京保護観察所と東京都更生保護就労支援事業所では、よりそい型の就職活動・職場定着支援を行っています。前歴があることで、就職するにあたって不安を抱える方は多いです。ここでいう「よりそい」とは、本人の気持ちを丁寧に聞き取り、今の考え方や将来の希望等について確認し、本人の不安を取り除きながら自己決定を促していくことを意味します。特に、未経験の職種に就かざる得ない人の場合、丁寧にこのプロセスを進めていくことが、実効性のある支援につながっていきます。本稿では、このよりそい型の支援を受けたAさん(当時50代)の例を紹介しながら具体的な流れを説明します。

支援を受けた当時、Aさんはまだ刑務所の中にいました。大学院を修了後、専門職として働いていましたが、仕事に疲れ、研究内容についていけないと感じ始めていたところ、契約期間満了で退職することになりました。その後、自分には何ができるのか、どんな仕事に就けばいいのか思い悩む日々が続きました。そんな生活の中、万引きをしてしまい受刑することになりました。ある日、刑務所の職員から、就労支援を受けてみないかと声が掛かり、「はい」と返事をし、東京都就労支援事業所の支援員による就労支援を受けることになりました。

就職活動支援の一般的な支援の流れとしては、まず、御本人と面接をして、生活計画や就労に関する希望等を確認します。Aさんの場合は、通勤時間が掛かっても、やりたいと思える仕事を選びたいということで、悩みに悩み、最終的に製造業を希望しました。ただ、製造業の仕事は未経験であったため、具体的にどんな業務を行うのか分からないと不安に思っている様子でした。Aさんは、まだ刑務所にいたため、支援員が職場見学をして、会社の雰囲気や具体的な作業内容を確認し、その結果をAさんへ伝えたところ、応募の決意を固めました。就労開始後は、職場定着支援として、支援員が定期的に協力雇用主と連絡を取り合い、職場へ訪問してAさんと面談を行うとともに、雇用主の方に対しても本人との接し方についてアドバイスを行いました。Aさんは、現在、就職してから5年以上となり、今では会社の貴重な戦力として御活躍されています。今回、協力雇用主及びAさん御本人の同意を得て、就労支援を受けた感想等について話を伺いましたので、御紹介したいと思います。

受刑中は、就職に対して不安がありました。前の仕事を辞めたときに、自分には何ができるのか、どんな仕事に就けばいいか分からずにいました。このまま社会に出たら、以前と変わらず同じことの繰り返しかと思っていました。就労支援を受けて、色々と相談できるところが良い点でした。何より、自分の状

況を分かった上で雇用を考えてくれる雇用主だったので安心できました。仕事内容も説明を受けて、これなら自分にもできるのではないかと思い応募を決めました。採用面接では、ちゃんと自分の話を聞いてくれたという印象です。何度も面接をしたのを覚えています。入社してから職場に対して何も不満はないです。職場の雰囲気は少人数なのもあり、変にグループを作ることなどもなく、良い関係だと思っています。将来の希望としては、このまま健康で働きたいです。

(2) 住居の確保等

【現状と課題】

- 適当な帰住先（刑事施設を出所後に住む場所）が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率（出所年を含む2年間において刑務所に再入する割合）が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっている（国計画から）ことから明らかなように、適当な帰住先の確保は、安定した生活を送るための基盤であり、再犯の防止を推進する上で重要な要素の一つと言えます。
- 都内の、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は26.4%（令和4年。法務省提供資料による。）と全国の15.6%と比して高く、住居の確保等は喫緊の課題となっています。
- 帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に18あり、令和4年は1,585人の出所者等を受け入れています（法務省提供資料による。）、更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化、老朽化等による施設の建替えに係る資金不足が課題となっています。
- 更生保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託しています。都内には約60の自立準備ホームが登録されています。
- 更生保護施設や自立準備ホーム等は退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップといった息の長い支援を行う上で重要な機能を担っていますが、あくまでも一時的な居場所です。刑務所出所者等が住居を安定的に確保するため、保護観察所と居住支援法人が連携した適切な住居の確保や、「犯罪をした者等」も含む住宅確保

要配慮者を対象とした居住支援等、各取組の一層の推進が望まれます。

【具体的な取組】

① 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第2条第1項が規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の普及を行います。

住宅確保要配慮者に、賃貸住宅への入居支援や生活支援等を行う居住支援法人の指定や、東京都居住支援協議会を通じて関係団体に情報提供等を行うことで、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進を図ります。

【住宅政策本部】

② 自立準備ホームの確保に向けた協力

空き家活用に関する区市町村支援による協力

民間が地域の活性化に資する施設として空き家を活用する際に、区市町村が改修工事費に対する補助を行う場合、また、区市町村が自ら同様の取組を行う場合、区市町村に対して財政支援を行います。さらに、利活用に向けたマッチング体制整備に対しても、財政支援を行います。【住宅政策本部】

③ 都営住宅への優先入居制度の活用

住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、都営住宅への優先入居を図ります（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得の低い世帯など）。【住宅政策本部】

倍率優遇方式：高齢者、心身障害者、ひとり親、多子等の世帯の抽せんにおける当せん確率を、他の一般の入居申込者より5倍又は7倍有利に取扱う方式（年2回実施）

ポイント方式：住宅困窮度を点数化で評価し、合計点数が高い世帯から入居者を決定する方式（年2回実施）

※ どちらの方式も、東京都営住宅条例第6条に掲げる使用者の資格条件を具備している必要がある（同条例第7条に該当する者を除く。）。

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

個々の受刑者等の状況（本人の希望、親族等の引受け意思、保健医療・福祉サービスの必要性等）に応じ、矯正施設在所中の段階から、出所後の適切な帰住先が確保できるよう、本人を収容している矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携し、更生保護施設及び自立準備ホームの活用を含め、生活環境の調整を迅速かつ適切に実施します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 更生保護施設における受入・処遇機能の充実

- ・ 更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し息の長い支援や処遇を提供する拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化します。【東京保護観察所】
- ・ 老朽化が進んだ更生保護施設について、処遇環境を改善し、将来にわたって帰るべき住居のない刑務所出所者等の受け皿としての機能及び地域における処遇施設としての機能を維持・強化するため、所要の施設整備の計画的実施を支援します。【東京保護観察所】

○ 自立準備ホームの確保等の推進

社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により、刑務所出所者等の一時的な居場所の確保等を推進するとともに、空き家等の既存の住宅ストック等を活用することを検討します。【東京保護観察所】

○ 更生保護施設から退所した者のフォローアップの推進

更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、息の長い支援を行うため更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。【東京保護観察所】

コラム3 立ち直りを支える居住支援法人との連携

(東京保護観察所)

東京保護観察所では、刑務所出所後に帰る場所がない人たちに対し、関係機関・団体と連携した居住支援を行っています。その連携先の一つが居住支援法人(※1)です。

以下、保護観察所と居住支援法人の具体的な連携事例をご紹介します。

刑務所出所後の住居がなかったAさん。刑務所入所中に保護観察官が本人と面談したところ、Aさんは出所後アパートでの生活を希望しました。Aさんは受刑前まで定職に就いており、退職金の請求が可能であると分かりました。そこで、出所後は自立準備ホーム(※2)で一定期間生活し、その間に退職金を原資としてアパート探しを支援することを提案すると、Aさんの同意が得られたので、東京都内の居住支援法人に協力を依頼しました。

その後、保護観察所は、関係者を集めたオンラインケース会議を随時開催し、Aさんの社会復帰に向けた準備を重ねました。Aさんが刑務所を出所した後、居住支援法人のスタッフがAさんと面談をし、住居の希望条件等の聴き取りを行いました。スタッフは、提携している宅建事業者等と連携し、可能な限り本人の意向を尊重した住居の調整を行いました。Aさんは持病がありましたが、できるだけ自分の力で頑張りたいと考えており、ご自身で退職金の請求手続きを行いました。本人の頑張りのあつて、結果、Aさんは、比較的早くアパートに転居することができました。

Aさんのように立ち直ろうとする意欲が高くても、本人の意図しないところで、事件の概要がインターネットで拡散されてしまうと、家を借りることが難しくなってしまいます。当庁が連携する居住支援法人では、入居後の見守りを充実させるなど、貸主の不安を少しでも減らす取組を積極的に行っており、保護観察所としても心強い連携先の一つとなっています。

※1 居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するものです。

※2 自立準備ホームは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などがそれぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを

行うもので、施設や居室もさまざまな形があります。(法務省保護局作成パンフレットより)

コラム4 訪問支援 息の長い支援へ

(更生保護法人新興会 訪問支援員 阿部 俊男)

「部屋のエアコンの中にネズミがいるんだよ。それからダニに噛まれてミミズ腫れになった。」電話でAからの悲痛な訴えを聞いて愕然としました。Aは建造物損壊により訴追され、刑の執行猶予の判決を受けた人でした。本人には本態性振戦の持病と幻聴等の被害妄想の精神症状があるために、生活保護を受けても、無料低額宿泊所、更生施設、精神科病院等を転々としていましたが、最近になりようやく都内の施設で落ち着いた生活ができるようになっていました。本人と定期的な面談を重ねながらその都度本人の苦しい胸の内を聞いてきた訪問支援員の私にとっても、最近の彼の様子はようやく訪れた安堵の日々でした。ところが突然のこの電話、また施設を移らなければならないのか、受け入れてくれる施設はあるのか、不安が脳裏をよぎりました。この件は、本人の思い違いもあって事なきを得ましたが、今いる施設が彼にとっての「居場所」だとは思えません。居場所を求めた「息の長い支援」が必要なことを痛感したエピソードとなりました。なお、本人の精神状況は医師をも迷わせる微妙なものでしたが、最近の心理テストの結果等から、ようやく「特定不能の広汎性発達障害」と診断されました。

訪問支援は、更生保護施設を退所後も必要な支援を継続できるように、令和3年10月から試行が始まったばかりの新しい制度です。これまでも一部の更生保護施設では退所後にも自発的にフォローアップしていましたが、それを発展させて、支援員が対象者を訪ねて支援するアウトリーチの手法を取り入れた支援制度です。退所後の生活の安定化とさらには地域生活への定着が図れるように支援します。支援項目は、就労と住宅の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進を含む生活全般にわたります。対象者には、高齢、障害、薬物等への依存性のある者が多く含まれています。また、助けを求められない人たちの苦悩を引き出し、支援につなげていくことにも苦勞しています。支援員は対象者に寄り添い、関係性をつくりながら、辛抱強く時間をかけて問題解決に当たらなければなりません。

Bのケースでは、本人は廃品回収の仕事を継続し安定した生活を送っているものと思っておりましたが、数か月後に強い不安発作が生じて自宅に閉じ籠もるよ

うになり、支援員はその対応に追われることとなりました。心療内科の医師からは、両親からの虐待による PTSD だと診断されました。

就労を継続し、住居を確保できれば、当初の目的は達成できたと言えるかもしれません。しかし、その先も見据える必要があるでしょう。生活保護を受けている高齢者がアパートの一室で、何日も誰とも口をきかず独居している姿はあまりに痛ましく、なんらかの支援が必要なことを痛感しています。地域に定着できるようインクルージョンの理念のもと「息の長い支援」が必要だと思っています。

なお、本稿中の意見は私見であることをお断りします。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等

【現状と課題】

- 刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の構成比は、平成4年の2.7%から、令和3年には23.6%となり、検挙人員に占める高齢者の比率が大きく上昇しています（法務省「令和4年版犯罪白書」）。
- さらに、刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が年齢層別で最も高くなっています（法務省「令和4年版犯罪白書」）。
- 65歳以上の刑法犯検挙人員の約7割は窃盗で占められ、その多くは万引きで検挙されています（法務省「令和4年版犯罪白書」）。
- また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています（国計画から）。
- 矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整（出口支援）が実施され、相応の

実績を挙げていますが、他方で、支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいます。

○ 高齢者や障害のある者など、早期に必要な福祉的支援に結びつけることが再犯防止に効果的と認められる起訴猶予者等については、検察庁及び保護観察所において刑事司法の入口段階での福祉サービス等の調整を行う取組（入口支援）を実施しています。

○ 各取組を更に進めることに加え、今後の課題として、「入口支援」と「出口支援」のいずれにおいても、支援が必要な者を適切な福祉サービスにつなぐため、検察庁、矯正施設、保護観察所といった刑事司法関係機関、東京都地域生活定着支援センター、地方公共団体等の関係機関が連携を強化することが挙げられます。

【具体的な取組】

① 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化

特別調整への協力等

地域生活定着促進事業において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や出所者等に係る特別調整への協力等を実施するとともに、矯正施設・保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携や、地域ネットワークの構築の推進など、取組の充実強化を図ります。【福祉局】

② 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化

法令に基づく各種福祉制度の運営

法令等に基づき、各種福祉サービスが円滑に利用されるよう制度を運営します。【福祉局、保健医療局】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化

高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する刑務所出所者等について、必要な福祉サービス等が円滑に確保されるよう、特別調整の一層着実かつ効果的な実施を図るとともに、「特別調整協議会」等の開催を通じ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関相互の情報共有及び連携体制の強化を図ります。

【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導・支援

矯正施設において、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施し、福祉的支援の必要が認められる者に対し、支援に関する方針を明確にした上で、福祉関係機関等の協力を得ながら、健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等を習得させるための指導を行うとともに、福祉施設の事前体験等の機会を調整・検討するなどし、福祉的支援についての動機付けも含む円滑な社会復帰に向けた指導を行います。また、福祉的支援の必要が認められるものの就労が可能な者に対しては、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図ります。【都内矯正施設】

○ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要な者に対し、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーからアドバイスを受けながら、保護観察所において更生緊急保護の措置をとるなどし、釈放後速やかに適切な福祉サービス等に結び付ける取組（入口支援）について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図ります。【東京地方検察庁、東京保護観察所】

コラム5 よりそい弁護士制度について

(第二東京弁護士会 弁護士 石田 愛)

第二東京弁護士会で「よりそい弁護士制度」が始まりました。よりそい弁護士制度というのは、この制度が始まる前から個々の弁護士が行ってきた、罪に問われた人への社会復帰・再犯防止のための支援を制度化したものであり、裁判後・受刑中・出所後を問わず、弁護士が対象者に様々な支援を行います。この取組は徐々に広がっており、兵庫・愛知・札幌・広島各弁護士会に続いて、2022年10月から、第二東京弁護士会でも同様の制度が始まったのです。

よりそい弁護士制度には、大きく分けて①よりそい相談と②よりそい支援活動という2つの制度があります。まず、①よりそい相談というのは、対象者の心配ごとや困りごとをお聞きして、一緒に考えるための相談です。対象となるのは、東京都内の刑事施設又は少年院に収容されている又は収容されていた方のうち、資力が50万円を超えない方です。対象者ご本人はもちろん、刑事施設、地方自治体等の職員、ご家族などからも相談を申し込むことができます。対象者が刑事施設にいる間に面談相談等をすることも出来ますし、出所後に相談等をすることも出来ます。同一対象者に関し、2年間で2回まで相談が出来ます。相談だけで心配ごとや困りごとが解決することもあるかもしれませんが、相談の結果、よりそい支援活動を行うことが適切であれば、引き続いて、よりそい支援活動が行われます。

②よりそい支援活動は、よりそい弁護士として指定された弁護士が、刑事施設内～施設を出た後の対象者の様々な支援ニーズに対応するというものであり、その支援内容は、対象者の置かれた状況や困りごとなどにより様々です。たとえば、出所後の帰住先との調整や就労支援、障害者手帳取得支援、生活保護申請支援、家族などとの関係調整、依存症治療への橋渡しなどを行うこともあります。このよりそい支援活動の対象者は、前述のよりそい相談の対象者だけでなく、刑の執行により収容されていた刑事施設や少年院から出た後、東京都内において居住若しくは就労している方又はその予定がある方（ただし資力が50万円を超えない方）も対象となります。前述のとおり、よりそい相談を経た上でよりそい支援活動を受けることが出来るほか、よりそい相談を経ずに、よりそい支援活動を申し込むことも可能であり、たとえば刑事施設や地方自治体等の職員、又は対象者の（元）弁護人又は（元）付添人である第二東京弁護士会の会員などからも申込をすることが出来ます。

なお、①よりそい相談、②よりそい支援活動のいずれについても、支援活動費用（上限15万円（税別））は、弁護士会が弁護士に支払います。

当制度について、詳しくは
第二東京弁護士会ホームページ

(<https://niben.jp/right/keiji/yorisoi.html>)

をご参照ください。また、当制度についてのお問い合わせは、

第二東京弁護士会人権課（電話：03-3581-2257）

宛てにお願いします。

コラム6 東京地方検察庁社会復帰支援室について

（東京地方検察庁）

■ 東京地方検察庁社会復帰支援室の概要

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、被疑者（捜査対象者）を裁判所に起訴するかどうかを決め、起訴した事件については公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことを立証し、適正な判決が言い渡されることを目指します。

こうした犯罪捜査や公判にあつては、捜査段階における不起訴処分や、公判段階における執行猶予判決・罰金判決によって、矯正施設に収容されずに釈放されるものの、高齢であったり、心身の障害があったり、生活に困窮していたりするといった事情を抱える被疑者や被告人がおり、更生や再犯防止の観点から、刑事司法の一翼を担う検察においても、医療的支援を含む福祉的支援を検討する必要があります。

そこで、東京地方検察庁では、平成25年1月から準備を始め、同年4月、「社会復帰支援室」を発足させて、こうした被疑者・被告人に関する取組を開始しました。平成26年4月には、当庁立川支部にも分室を発足させました。支援室では、社会復帰支援担当の検察官、検察事務官及び社会福祉アドバイザー（非常勤・社会福祉士）が業務に当たっています。

■ 主な活動内容、活動のポイント

社会復帰支援室では、個々の事件を担当する検察官から相談を受けた場合に、社会福祉アドバイザーを交えて、対象者に最も適切と思われる支援策を助言するほか、福祉事務所等との事前の連絡調整を行ったり、社会福祉アドバイザーが対象者本人と面談して、予定されている支援内容を説明したり、今後の生活上の指針や注意点を助言したりすることによって、立ち直りに向けた一層の自覚を促すなどの取組を行っています。対象者が抱える問題を正確に把握するための一助として、少年鑑別所に知能検査や認知機能検査を実施していただくこ

ともあります。

対象者の多くをホームレスが占めており、住居を確保するという観点から、福祉事務所や東京保護観察所（更生緊急保護制度）が主な連携先となりますが、精神障害を有する者について、福祉事務所・保健センターと連携して受入れ可能な病院を探したり、依存症回復のための支援グループにつないだりすることもあります。

また、支援室が連携先の福祉事務所等と調整していても、対象者が窓口にすら行かないということがありますので、確実に支援を実現するため、支援室職員や弁護士が、対象者の釈放後、福祉事務所等まで同行する支援も行っています。

■ 今後の課題等

社会復帰支援が必要な事案において、捜査のための身柄拘束期間は短く、厳しい時間的制約があります。その中で、連携先となる機関の皆さんに御協力をいただきながら、調整を行っています。

検察庁職員が被疑者・被告人の同意を得ながら福祉的支援を検討するという立場には、時として難しい場面もありますが、再犯を防止し対象者の更生を実現するため、引き続き積極的に取り組んでまいります。

(2) 薬物依存を有する者への支援等

【現状と課題】

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は減少傾向にあるものの、未だ年間 7,000 人を超えています。また、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、令和 3 年は 68.1%となっています（法務省「令和 4 年版犯罪白書」）。
- また、薬物事犯の中でも大麻事犯の検挙人員は 8 年連続で増加するなど過去最多を更新しています。大麻事犯は、平成 24 年以降、20 歳代及び 30 歳代で全検挙人員の約 7～8 割を占める状況が続いているなど、若年層における乱用拡大が顕著であり、その対応が急務となっています（法務省「令和 4 年版犯罪白書」）。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症患者である場合もあり、更生に向けた支援のみならず、薬物依存症からの回復に向けた継続的な治療・支援を受けることが重要となります。
- 刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人が増加しており、社会内処遇の重要性が高まっています。
- 薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要です。

【具体的な取組】

- ① 薬物依存症患者に対する治療・支援等のネットワーク構築
連絡会議等への参加等による連携確保

関係機関が連携し、薬物依存症患者や中毒者に対する治療、社会復帰支援を効果的に行うため、薬物中毒対策連絡会議等を通じ、治療、社会復帰に向けた取組、途切れない継続支援について情報、意見交換を行い、連携強化を図ります。【福祉局、保健医療局、警視庁】

② 薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供

ア 多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口、薬物乱用に関する相談チャットボットにおいて、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、多様な手段で対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、支援に関する情報を確実に得られるよう、広報・啓発を推進し、相談支援体制を確保します。【福祉局、保健医療局、警視庁】
- ・ 区市町村等の地域の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や麻薬取締部、警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関が連携することにより、薬物依存症者等の状況や要望に応じた適切な回復支援を行います。【福祉局、保健医療局、警視庁】

イ 薬物依存症等に関する専門医療等の提供等

- ・ 都立松沢病院では、専門医療を提供する他の医療機関とも連携しながら、精神科外来において、治療の緊急性、依存の重篤度、身体的・精神的合併症などを評価して治療プランを立て、薬物依存症患者の治療を行うとともに、薬物・アルコール依存及びその関連疾患による重度の精神症状を有する患者に対し、必要に応じた入院治療等の専門的医療を提供します。【保健医療局】
- ・ 医療及び保護のために入院させなければ、自傷他害のおそれがあると認められる薬物依存症等の精神障害者に対しては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度により、適正に対処します。【福祉局】
- ・ 入院させなければ、再び薬物の使用を繰り返すおそれが著しいと認められる麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく措置入院制度により適正に対処します。【保健医療局】

ウ 薬物依存症回復プログラム等への参加支援等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。【福祉局】
- ・ 都立（総合）精神保健福祉センター等において、薬物乱用者本人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、薬物依存症からの回復に向けた再発予防プログラムを実施します。また、プログラムから脱落しないためのサポートや、プログラム終了後の自助グループ等との連携が不可欠であるため、症例を積み重ねながら事業の評価・検証を行い、プログラムの充実を図ります。【福祉局、保健医療局】
- ・ 麻薬中毒者の更生のため、麻薬中毒治療後のアフターケアに重点を置いた麻薬中毒者相談員による相談活動（観察指導）を実施するとともに、必要に応じて面談による指導・助言を行います。また、麻薬中毒者からの一般相談にも対応するなど、再乱用防止活動に取り組みます。【保健医療局】

エ 地域支援につながる動機付けを高める機会の提供

東京保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラム（特別課程）の一環として、都立（総合）精神保健福祉センターへの見学を受け入れ、地域支援につながる動機付けを高める機会を提供します。【福祉局】

オ 保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等

保護観察が終了する薬物事犯者に対しては、断薬が継続できるよう他の関係機関と連携して対応し、途切れることのない息の長い支援を実施します。保護観察の終了が近い薬物事犯者や家族に対し、麻薬中毒者相談員による相談、引継先の関係機関への紹介・同行等を行うと

ともに、本人が常時連絡できる体制をとります。【福祉局、保健医療局、警視庁】

③ 薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保

薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、相談業務に携わる医師、保健師、福祉職、心理職等の関係機関の専門職員に対し、薬物問題研修を実施します。また、都保健所においても、都民及び精神保健福祉に関わる関係機関の職員を対象に講演会等を実施します。研修・講演会等については、薬物問題の最新情報も取り入れた内容とします。【福祉局、保健医療局】
- ・ 保健所や都立（総合）精神保健福祉センターなど、地域の相談機関が関わる薬物関連問題事例へのアセスメントや対処方法を各相談機関の連携の下で検証するとともに、必要に応じて、外部の専門スタッフが個別事例に関わるなど、特殊・困難事例の相談業務に携わるスタッフの育成を支援します。【福祉局、保健医療局】
- ・ 相談を担う関係機関が研修等の実施状況を共有し、相互に活用することで、薬物問題等に係る知識を習得する機会の拡充を図ります。【福祉局、保健医療局、教育庁】
- ・ 麻薬中毒者相談員に対し、薬物乱用防止対策に関する最新情報や事例検討を取り入れた研修を実施します。【保健医療局】
- ・ 各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物依存症に関する知見を深める機会を充実させる研修を実施します。【保健医療局、警視庁】

④ 薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等

ア 家族等からの相談対応等

- ・ 保健所、関東信越厚生局、警視庁等の相談窓口、薬物乱用に関する

る相談チャットボットにおいて、薬物問題に悩む本人や家族等からの相談に対して、電話や面談等による対応を行うとともに、都立（総合）精神保健福祉センターを薬物依存症に関する相談拠点として明確に位置付け、支援に関する情報を確実に得られるよう、広報・啓発を推進し、相談支援体制を確保します。（再掲）【福祉局、保健医療局、警視庁】

- ・ 都立（総合）精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム（家族講座・家族教室）を実施します。（再掲）【福祉局】
- ・ 若者からの相談を広く受け付ける東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、薬物への依存が懸念される者や家族等からの相談についても受け付け、支援機関・団体等と連携し適切な支援につなぎます。【生活文化スポーツ局】

イ 相談機関等に関する情報の周知等

- ・ 薬物問題で苦慮する家族向けのリーフレット等に、相談・支援機関を分かりやすく明記して関係機関に配布し、窓口の周知に努めます。【福祉局、保健医療局】
- ・ 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動の情報や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行い、回復を支援している民間等の相談機関に関する情報を、本人や家族の状況や要望等に応じて提供します。【生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、教育庁、警視庁】
- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぽた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。【生活文化スポーツ局】

注 麻薬中毒者相談員は、麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 18 の規定に基づき、都の会計年度任用職員として任命されています。都では、麻薬中毒者相談員について、人格及び行動において社会的信望があり、麻薬中毒対策に対し、熱意を有する者を任命しています。保護司（元を含む）が多く、薬剤師や民生委員の方もいます。

＜参考＞国の関係機関における主な取組

○ 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者の再犯リスク等を適切に把握した上で、専門的プログラムなどの指導を一貫して実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援を充実させます。また、少年院における大麻に関する新たな指導教材の作成を行うとともに、保護観察所における専門的プログラムに大麻に関する指導項目を新設するなど、大麻事犯に対応した処遇の充実を図ります。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

薬物依存及び関連障害を抱える受刑者、保護観察対象者等を保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、各関係機関との間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図ります。また、薬物依存を抱える当事者及びその家族に対し、支援に関する情報提供を行い、支援を受けることへの動機付けの向上を促します。【都内矯正施設、東京保護観察所】

○ 薬物依存症者に対する回復支援の取組の拡充等

更生保護施設における薬物処遇重点実施更生保護施設（都内5施設）における薬物依存症者に対する回復支援の取組を拡充します。【東京保護観察所】

○ 民間関係者・団体と共同した薬物依存からの回復支援の強化

東京保護観察所及び管内保護司会等では、保護観察所で実施する専門的処遇プログラムのほか、薬物依存からの回復者、医療関係者、社会福祉士会、大学研究室等の民間関係者・団体と共同した新たな支援の場を創設するなどして、刑事司法手続が終了した後も保護観察対象者等が継続的に支援を受けられるような体制の整備を図っています。【東京保護観察所】

○ 薬物依存症者の家族に対する働きかけ

薬物依存症者の家族に対して、関係機関等と連携しながら、薬物依存症者の家族の悩みを分かち合い関わり方を学ぶための家族会を行います。

【東京保護観察所】

コラム7 当事者同士が支えあう一薬物依存の回復支援

(特定非営利活動法人八王子ダルク

代表理事 加藤 隆)

DARC（ダルク）は薬物依存当事者によって開設された薬物依存当事者のための民間リハビリ施設です。1985年の開設以来、ここで回復した当事者が各地域で支援者の力を借りながら全国に薬物依存者の居場所を作ってきた歴史があります。現在では全国に96カ所、都内でも7カ所のダルクが活動しています。

実は私自身もかつて薬物依存でした。10代で薬物に出会い、使用を繰り返した結果、孤立し、仕事、友人、社会的信用、……、大切なものを全て失ってしまいました。最終的に「もう薬物はやめられない」「どこに助けを求めたらいいのかわからない」そんな失意の中、家族に連れられて医療機関を受診しました。薬物使用によって孤立し、悲しみのどん底にいた私を「今まで辛かったね」とそこのスタッフは寄り添ってくれ、「薬物のことを安心して相談できる場があるよ、一度ダルクに行ってみないか」と主治医から提案され、私はダルクに繋がりました。

ダルクで実施している回復支援の柱は「ダルクミーティング」と呼ばれるグループミーティングです。形式は「言いつばなし聞きつばなし」で討論はしません。大切なのは、他者の話しに耳を傾けること、正直に自分の話しをすることです。繰り返し他者の話しに耳を傾けていくうちに「私も同じだ」と共通点に気づき、やがてそれが共感へと変わり次第に心を開き正直な話ができるようになっていきます。ミーティングが自身の過去の生き方や今の気持ちを正直に話せる安全な場所へと変わったとき、薬物を手放す勇気が持てるのです。

入所型施設では一軒家を借りて集団生活を送っています。依存症の回復は、規則正しい生活を身に付けることから始まり、炊事洗濯など、身の回りのことは、仲間のサポートを受けながら自分でできるようになることが第一歩となります。

しかし、ダルクに入所したからと言って、そう簡単に薬物への欲求がなくなる訳ではありません。日常生活に潜んでいる様々な出来事（引き金）により薬

物使用欲求が高まることがあります。でもそんな時、同じ薬物の問題を持ち、止めようとしている仲間が 24 時間いつでも側にいます。「薬物を使いたくなかった」と正直に相談できる安全な居場所に身を置くことで「今日一日」薬物を使わずにその日乗り越えることができるようになります。

「今日一日」とは、薬物を「一生やめよう」と思うと想像以上にプレッシャーになってしまうので「今日一日だけやめよう」「今日だけベストを尽くそう」と勇気付けるダルクのスローガンです。こうして仲間と共に、「今日一日」を繰り返し、薬物を使用しない新しい生き方を身につける、それがダルクです。

これまでの経験から、一人の薬物依存者を地域で支えるには、他機関と長期的にケースを共有し、顔を合わせた人と人との熱を感じるような連携がなければ効果を発揮しないと感じています。特に処方薬や咳止め薬に依存する昨今の若い人たちを見ているとなお一層感じてしまいます。これから生きる人たちのためにも薬物依存者やその家族を孤立させないネットワークを構築し、安心して相談ができ、社会全体で回復を見守れる社会になることを願っています。微力ながら、その一端を担うことができれば幸いです。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

非行の防止・学校と連携した修学支援等

【現状と課題】

- 全国の高等学校への進学率は 98.8%ですが、少年院入院者の 24.4%、入所受刑者の 33.8%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、中学卒業後に高等学校に進学した少年院入院者の 56.9%が高等学校を中退している状況にあります（国計画から）。

- これまで、国においては、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会（Big Brothers and Sisters の略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。

- 都では、高等学校の中退防止のための取組や、都立高校の中途退学者を対象とした高等学校卒業程度認定試験受験に向けた支援、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労支援を実施するとともに、学校における非行防止・犯罪被害防止・薬物乱用未然防止教育等に取り組んでいます。

- その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げています。
しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります（国計画から）。

- 非行少年の立ち直りに重要な役割を担う修学支援等に取り組むことはもとより、修学からの離脱を助長する非行の未然防止を一層進めることが求められています。

【具体的な取組】

① 少年の非行の未然防止等

ア 学校における非行防止のための教育

- ・ セーフティ教室による非行防止・犯罪被害防止教育を行うとともに、方面別学校警察連絡協議会や公立中学校等と家庭裁判所との連絡会、学校サポートチーム会議等により、関係機関との連携を確保します。【教育庁、警視庁】
- ・ 中学校や高等学校において、暴力団排除実演式講話を実施し、青少年が暴力団の被害に遭わないよう、暴力団が若者を特殊詐欺の受け子等に加担させている実態やその手口等を教示します。【生活文化スポーツ局】

イ 薬物乱用未然防止のための教育

- ・ 公立の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき、薬物乱用防止に関する指導を実施します。【教育庁】
- ・ 私立学校において、薬物乱用防止教育が適切に実施されるよう、講習会等の情報や資料を提供します。また、私学団体にも協力を呼びかけ、適切な指導への理解を求めます。【生活文化スポーツ局】
- ・ 各学校の協力の下、薬物乱用防止教室を実施し、その実施状況を継続的に把握するとともに、各学校に情報提供等を行うことにより、薬物乱用対策の充実を図ります。【教育庁】
- ・ 小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図り

ます。【保健医療局、教育庁、警視庁】

ウ 薬物乱用防止に向けた人材育成の推進

- ・ 学校や地域で薬物乱用防止の啓発を行う薬物乱用防止指導員や薬物専門講師に対し、薬物乱用防止に関する研修を行い、資質の向上を図ります。【保健医療局】
- ・ 学校教職員（管理職、生活指導主任等）や保健所職員のほか、関係機関の職員に対し、薬物乱用防止に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報の共有を図ります。【福祉局、保健医療局、教育庁】

エ 学校生活継続のための本人・家族等への支援

- ・ 公立学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に向けた教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を配置する区市町村教育委員会に対し支援を行うなどして、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ等を行います。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターにおいて、高校生相当年齢までの子供を対象に、子供や保護者等から寄せられる教育に関する相談を受け、助言・他機関の紹介等を行い、不安・悩みの軽減を図ります。【教育庁】

オ 中途退学者への就労等の支援

- ・ 都立高校生が中途退学後に、就労等に関してユースソーシャルワーカーの支援を必要とする場合には、本人と保護者の同意の下、退学後2年を目安に就労支援機関等を紹介するなどの支援を行います。【教育庁】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会

的自立を後押しします。(再掲)【生活文化スポーツ局】

カ 地域における非行防止等のための支援

- ・ 万引き防止を啓発するリーフレットを作成し、都内全小中学校を対象に配布し、学校における指導を支援します。

また、都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇や講話、鑑賞後の授業等を地域の実態や課題を踏まえて実施することで、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運づくりを進め、子供の規範意識を育みます。

加えて、音楽劇の実施校の児童を対象として、「万引き防止標語」の作成を通じて学習を深める取組を行うなど、多様な方法で子供の万引き防止啓発活動を推進します。【生活文化スポーツ局】

- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした、電話・メール・来所による相談を実施することで、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。また、東京都子供・若者支援協議会において、非行の未然防止等についても関係機関等に周知します。【生活文化スポーツ局】

キ 警視庁少年センターを中心とした非行少年等に対する支援

修学に課題を抱えている少年に対し、大学生ボランティアや社会参加活動民間推進員といった少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験活動や少年相談活動等を通じてコミュニケーションを図り、少年の修学に対する意欲の向上に努めます。【警視庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。【教育庁】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 高校中退者等に対する地域社会における支援

- ・ 都立高校を中途退学した者を対象に、都内4か所で高等学校卒業程度認定試験の受験等に向けた支援を実施します。【教育庁】
- ・ 東京都教育相談センターにおいて、都立高校への進学・転学・編入学に関する相談や、特色ある教育課程を実施している都立高校の説明会を開催します。また、高校の中途退学等によりいずれの学校にも籍を有していない方が、都立高校への就学を希望された場合に、進路に関する面談を計画的・継続的に行い、都立高校への就学に向けて支援します。さらに、不登校やひきこもりの状態にある子供の保護者を対象に、子供の学校復帰や社会参加に向けて、心理や医療、福祉の専門家による講演会を行います。【教育庁】

イ 矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討

矯正施設、保護観察所及び学校関係者相互の連携事例を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。(再掲)【教育庁】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 学校及び民間協力者等と保護観察所との連携による支援等

保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。

また、保護観察対象者のうち、修学の継続のために支援が必要な者については、矯正施設での施設内処遇の内容等を踏まえ、保護観察所及び民間ボランティア等が協働して、本人が抱える課題や実情等に応じた修学支援の充実を図ります。【東京保護観察所】

○ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、ICTの活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにします。また、少年院在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図ります。【都内矯正施設】

○ 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等
矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。【都内矯正施設】

○ 地域における非行防止等のための支援
法務少年支援センター（少年鑑別所）では、地域援助として、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校関係機関や児童、生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでおり、当事者等の利便性向上の観点から、WEB面談システムを活用するなどして、これを一層推進します。【都内法務少年支援センター（少年鑑別所）】

コラム8 非行の防止、学校と連携した修学支援

（多摩少年院）

■多摩少年院

多摩少年院は、関東甲信越及び静岡の1都10県において、第1種少年院（※1）送致決定を受けた義務教育を終了した男子少年及び第5種少年院（※2）収容決定を受けた男子少年を収容する施設です。

■少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に関するモデル事業

法務省矯正局では、令和3年度から、通信制高校での学習を希望する少年院

在院者に対し、在院中から、高等学校教育の機会を提供し、出院後も学校に在籍して学びを継続するためのモデル事業を進めています。

多摩少年院では、首都圏内のモデル事業参加通信制高校と連携し、これまでに累計11名の者が本モデル事業により少年院在院中に通信制高校へ入学しています。

■少年院にいる今こそ始めるチャンス！

多摩少年院では、在院者に対して、少年院在院中に通信制高校に入学するメリットについて、次のように説明しています。

少年院として、ニーズのある在院者に対して、通信制高校への入学を積極的に働きかけますが、最終的に決断するのは本人です。初志貫徹し、学習を継続するためには、本人のやる気、すなわち内発的動機付けが必要不可欠です。

- 1 少年院在院中は、自学自習が基本ですが、計画どおりに学習が進められるように、少年院の職員が高校と連携しながら、丁寧なサポートをしていきます。
- 2 少年院在院中から、学校説明会やスクーリングを通して高校の先生方と顔見知りになることができます。少年院在院中に勉強の習慣も身に付き、スムーズに出院後の通学につなげることができます。
- 3 少年院在院中からスタートを切れば、その分早く卒業することができます。中には、少年院で受けている教育が、高校の単位として認められるものもあります。履歴書には「高校在学中」と書くことができ、少年院在院中のいわゆる「空白」をなくすことができます。

■出院生の声

少年院在院中に通信制高校に入学し、出院後も学びを継続している出院生の声を紹介します。

「少年院に来る前に二度高校を中退し、そのことが自分の中でコンプレックスになっていました。だから、少年院で通信制高校の説明を聞いた時は「自分を変えるチャンス」と思い、挑戦することにしました。在院中の約5か月間は、自分で計画を立てて国語や歴史等の勉強をしましたが、担任や修学支援担当の先生のサポートはすごく大きかったです。

今はまだ、将来の夢や目標がはっきりと定まっていませんが、長い人生を考えると自分には知識や教養が必要です。それに、広い意味での人間力も高めたい。高校生活を通してできるだけいろんなことを学んで、自信を持ってこの先

の人生を歩んでいきたいです。」

■終わりに

少年院出院後、例えば高校卒業や大学進学といった目標を持って生活することで、おのずと非行からは遠ざかっていきます。多摩少年院においては、引き続き都内通信制高校と連携し、少年院在院中から学習する習慣を身に付けさせ、出院後も学習を継続し、ひいては非行から立ち直る力を引き出していきたいと考えています。

※1 第1種少年院とは、心身に著しい障害のないおおむね12歳以上23歳未満のものを収容する施設です。

※2 第5種少年院とは、特定少年（18歳及び19歳）のうち2年間の保護観察に付された者であって、保護観察中の重大な遵守事項違反があり、家庭裁判所による少年院収容の決定を受けたものを収容する施設です。

コラム9 警視庁少年センターの活動の紹介 ～少年の居場所作りについて～ (警視庁少年育成課少年センター)

警視庁には、少年の非行防止、健全育成のための活動を行っている「少年センター」が都内に8か所あります。



少年センターの外観例（写真は世田谷少年センター）

■少年センターの歴史■

最初に警視庁少年センターが誕生したのは1963年（昭和38年）のことです。当時は少年非行が増加し、社会問題となっていました。そこで警視庁は、少年の非行防止、健全育成のための活動拠点として少年センター（当時は少年補導所と呼んでいました。）を設置しました。

■活動内容■



少年センターでは、問題を抱える少年の早期発見と立ち直りのための支援を行っています。少年センターの中心的な活動は、繁華街などをパトロールする「街頭補導活動」のほかに、心理カウンセラーによる「少年相談活動」、学習支援や各種体験活動を行う「立ち直り支援活動」です。

■現代の少年たちの問題■

『親が大嫌い。家に居たくない。』

『学校には友だちが一人もいない。』

『自分の気持ちを分かってくれる人なんか、誰もいない。』

家庭や学校に居場所がなく、孤独を感じている少年たちが、繁華街やSNSで自分の話を聞いてくれる相手を探したり、あるいは辛い現実を紛らわせるために推し活やゲームに過度にのめり込んでしまうという問題が起きています。

その行動がエスカレートし、家出や夜遊び、市販薬の過剰摂取、パパ活、家庭内暴力などの非行問題に繋がるケースがあります。このような少年たちの中には、精神的な問題を抱えていたり、いじめや虐待などの被害経験を持つ少年もいて、様々な問題が絡み合い、ご家庭の力だけでは解決が難しい場合があります。

■少年センターでの支援■

少年センターでは、心理カウンセラーによるカウンセリングを行っています。来所者は、学校からの紹介やインターネットで調べて訪れる方、街頭補導活動から少年センターに繋がる方もいます。

カウンセリングでは、まずは、少年センターが少年の安全な居場所となることを目指します。そして、少年が辛かった思いや悩みを打ち明けるようになれる

ば、その話を十分に聞き、問題解決のためのサポートを行っていきます。家庭や学校に居場所がないと感じていれば、カウンセラーが家族や教師と協力し、少年の居場所を取り戻す手助けをしていきます。

さらに、立ち直り支援活動では、地域のボランティアの方々と協力して、農業体験やもの作り活動、学習支援、就労支援などを行っています。少年たちは、地域の方々との交流を通じて、自分は一人ではなく、多くの人に関心を持って関わってもらえるということを実感することができます。その結果、社会の中に居場所を作り出せるという自信を持つことができると考えています。

このような活動を通じて、少年センターでは問題を抱える少年やその保護者の方々を支援しています。

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

【現状と課題】

- 再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
- 国においては、性犯罪者、ストーカー・DV 加害者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っています。
- 具体的には、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツールや保護観察所におけるアセスメントツールを開発するなど、刑事司法関係機関におけるアセスメント機能を強化するとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実等を図ってきました。

○ しかしながら、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題が未だあります。

○ 引き続き、都及び関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。

【具体的な取組】

① 特性に応じた指導等の充実

ア 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止

法務省の協力を得て、刑事施設出所後の継続的な所在確認を年2回以上実施し、その者の同意を得て面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体等による支援等に結びつけます。特に再犯リスクの高い対象者については、その実情に応じ、より頻繁に所在確認を行います。【警視庁】

イ ストーカー加害者に対する指導等

(ア) 被害者への接触防止のための指導等

加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を保護観察所と共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、保護観察所が行う仮釈放の取消しの申出又は刑の保護観察付執行猶予の言渡しの取消しの申出に対する協力をを行います。【警視庁】

(イ) ストーカー加害者に対するカウンセリング等

ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に対して、研修を実施することで、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ手法の習得を促進するとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。【警視庁】

ウ 痴漢加害者に対する啓発等

痴漢被害をなくしていくために被害者に寄り添った取組に加えて、加害者を生まない、周りも「見て見ぬふり」をしないというムーブメントを創出するなど、社会全体として取り組んでいきます。そのために、関係各局や警視庁から成るチームにおいて、「痴漢撲滅プロジェクト」を展開します。【生活文化スポーツ局】

エ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

暴力団からの離脱に向けた働きかけ

- ・ 暴力団から勧誘されるおそれがある青少年や暴力団から離脱したいと考えている者に対し、暴力団排除ウェブサイトを通じて、暴力団の虚構、暴力団員を続けることにより受ける制約、離脱後の経済支援・就労支援等に関する相談窓口について案内するなど、暴力団からの離脱を促すとともに支援を行います。【生活文化スポーツ局】
- ・ 離脱希望者から、警察や暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）に対して申出があった場合、担当者が本人と直接面談を行い、真意を確認の上、離脱支援の可否を判断しています。離脱支援可と判断した場合は、脱会手続きだけでなく、就労意思や就労先の有無について確認し、就労意思のある者については、暴追都民センターを介した就労支援を実施します。勾留中に組織からの離脱を申し出た者については、処分確定後、離脱支援を実施します。【警視庁】
- ・ 四半期に1回、府中刑務所における暴力団離脱プログラムにおいて、社会復帰アドバイザーによる講義を実施します。【警視庁】
- ・ 刑務所内での離脱プログラムを受講後、刑務所を通じて各都道府県警察に対し離脱の申出があった際、刑務所における離脱希望者の面会、差入れ及び手紙の受発信状況の照会、過去に離脱意思

を表明し仮釈放された経歴の有無を確認し、支援可の判断となった場合、警察において所属組織から離脱承認書を徴収します。【警視庁】

- ・ 仮釈放予定者については、警察庁を介して都道府県警察に対し通知されるため、警察においては、帰住先管轄保護観察所へ連絡し、本人と面談後、離脱支援の可否を判断します。【警視庁】
- ・ 暴迫都民センターの就労支援を受けた離脱希望者が、登録事業者において3ヶ月就労を継続した場合、当該者から口座開設支援の申し出があれば、暴迫都民センターと民暴弁護士が協力して支援を実施します。【警視庁】
- ・ 警察、暴迫都民センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働きかけの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有します。【警視庁】

オ 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(ア) 関係機関と連携したきめ細かな支援等

- ・ 少年院等矯正施設や保護観察所からの要請に基づき、処遇ケース検討会への参加を検討します。【福祉局、保健医療局】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、必要に応じ、保護観察所や法務少年支援センター（少年鑑別所）等の関係機関が集まり、ケースの対応方法や今後の支援方針等を検討します。【生活文化スポーツ局】

(イ) 少年鑑別所における観護処遇への協力

都内少年鑑別所における少年への学習や文化活動等に触れる機会の付与に際して、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向

上を図るため、関係機関の要請に基づき、対応を検討します。【教育庁】

(ウ) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進

少年の社会参加活動民間推進員等と連携して、現在の環境では少年たちが経験することの少ないごみ拾い等の環境浄化活動、農業等の生産体験活動といった社会奉仕体験活動等を体験させることで、規範意識、自制心、忍耐力を育むとともに、地域社会との関係を構築し、その立ち直りを支援します。【警視庁】

(エ) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

- ・ 要保護児童について、必要である場合、区市町村における要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加し、関係機関と連携し、児童の支援などについて検討します。【福祉局】

- ・ 保護者による適切な監護が得られない場合に、東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、関係機関等と連携を図りながら、学習や就労等、本人の状況に応じた支援につなぎ、社会的自立を後押しします。

【生活文化スポーツ局】

(オ) 少年院在院者の再非行防止に向けた取組

少年院において、演劇等を通じ、特殊詐欺の受け子になるなどの暴力団への安易な関与・加入の防止や再非行防止を働きかけ、在院者の更生を支援します。【生活文化スポーツ局】

(カ) 保護司を通じた再犯防止に向けた取組

保護観察所に対して啓発活動の協力を依頼し、保護司研修会等において、犯罪防止に関する情報を共有するとともに、啓発リーフレット等の活用を依頼し、保護観察中の少年等に対する啓発を実施します。【警視庁】

カ 女性の抱える問題に応じた相談対応等

女性相談センターでは、電話相談等により女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、区市等の依頼に基づき一時保護を実施し、必要に応じて医学的又は心理学的な援助等を行い、関係機関と連携し支援の一助とします。加えて、女性自立支援施設へ入所させ、心身の健康の回復を図り、自立の促進のため、生活全般の相談及び支援を行うことにより、その福祉の増進を図ります。【福祉局】

キ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等

矯正施設内における指導への協力

矯正施設からの依頼に応じ、東京都発達障害者支援センターに配置されている地域支援マネージャーを研修講師として派遣する等、連携を図ります。【福祉局】

ク 関係機関や地域の社会資源の一層の活用

東京都再犯防止推進協議会等を活用するなどして、国の関係機関と都の関係部局における連携を強化します。【生活文化スポーツ局】

ケ 犯罪に関する相談事業

犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口（「犯罪お悩みなんでも相談」）を設置して、社会福祉士等の専門職が電話等による相談に対応し、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげ、再犯を防止します。【生活文化スポーツ局】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進

被害者等の心情等を踏まえた処遇を一層充実させるために更生保護法が改正され、保護観察所においては、被害者等から、被害に関する心情等を述べたい旨の申し出があった場合、保護観察対象者への伝達の申出がなくとも、これを聴取することとされたほか、保護観察対象者が被害者等の被害の回復または軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置を執ることが指導監督の方法として明記されました。【東京保護観察所】

○ 犯罪被害者等の心情等を考慮した各種取組の実施

矯正施設においては、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らが犯した罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等を理解することが不可欠であることを踏まえ、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）及び少年院法（平成26年法律第58号）の一部改正によって新設された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」に必要となる人的・物的体制を整備するなどして、被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育の充実を図ります。【東京矯正管区、都内矯正施設】

コラム 10 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの取組について

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

代表理事 吉森 裕次)

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターは、暴力団の存在しない安心して住める東京の実現に寄与することを目的として、平成4年に設立され、以降、暴力団根絶に向け様々な事業に取り組んでまいりました。当センターの事業として広報活動事業、相談事業、責任者講習事業等、多岐にわたりその中で、再犯防止推進計画に合致する事業として「暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための事業」を実施しております。平成17年から、離脱就労支援活動として、当センター職員が刑務所に出向き、服役者に対して暴力団からの離脱支援や就職先の斡旋等の講義を実施しております。一人でも多くの組員を組織から離脱させ、併せて離脱した者が再度暴力団に戻らないよう更生に必要な支援を行っております。同様に「少年に対する暴力団の影響を排除するための活動事業」も実施しており、非行少年の補導や助言活動に従事している少年警察のボランティアの方々に対しての研修会を定期的に開催し、少年を暴力団から守るために必要な知識、技能の習得を図っております。加えて少年院において、東京都と連携し、演劇式により暴力団の実態を教養し、暴力団に加入しないよう暴排教育も実施しております。また年1回開催される暴力団追放都民大会では、暴力団追放に貢献された方々の表彰や暴追宣言等を行い、東京都民の暴力団追放意識の高揚に資しております。

近年、明確な組織性を有しないものの、実質的に暴力団と同様の不法行為を敢行している準暴力団が台頭し、治安情勢を脅かしている状況がうかがえます。当センターは時代の流れに的確に対応するため、令和5年6月30日、定款を一部改正し、事業目的及び事業内容に「準暴力団及びその他の犯罪集団」を追加いたしました。これにより広報活動事業や相談事業の対象が「準暴力団及びその他の犯罪集団」に拡充され、且つ、これらの被害者に対して民事訴訟費用の支援や見舞金の支給等が行えるようになりました。これは全国初の試みとなります。暴力団等から被害を受け、支援が必要な方は、是非本制度を利用していただきたいと思っております。

当センターは令和4年5月1日をもって設立30周年を迎えることができました。これもひとえに東京都をはじめとする各行政機関、警視庁、東京三弁護士会等関係機関の方々、賛助会員や暴力団排除協議会等の皆様のご指導・ご支援のたまものと深く感謝の意を表します。今後も、暴力団根絶に向け更なる暴力団排除・社会復帰対策を促進して、都民の皆様のご期待に応えて参りますので、変わらぬご支援をお願いいたします。



5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

- 都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導、支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しています。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現に欠かせないものでもあります。

- また、都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における息の長い支援を確保する上でも、そうした活動の更なる推進が望まれます。

- しかしながら、民間協力者のうち、保護司については、都内の保護司の充足率が76.8%と、全国の充足率89.4%に比較して低い状況にあります（令和5年。法務省提供資料による。）。不足の背景として、高齢化や、活動に伴う精神的な負担等により、新規の担い手が少ないことなどが挙げられ、保護司の確保が課題となっています。
さらに、民間協力者と地方公共団体、民間協力者同士の連携が不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題があります。

- また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、都民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止等

に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

- 都は今後も、引き続き、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、必要な情報を効果的・効率的に提供するなど、民間協力者の活動の促進等に取り組み、民間協力者との連携を一層強化します。

また、広報・啓発活動の推進に取り組むとともに、更生保護施設や保護司会等による再犯防止の取組を促進するため、さらなる更生保護事業の充実のための取組を実施します。

【具体的な取組】

① 民間ボランティアの活動に関する広報の充実

- ・ 少年の非行防止と健全育成活動を行う少年補導の活動をより充実させるべく、少年に年齢の近い大学生ボランティアの募集を行うなど、活動の活性化を図ります。【警視庁】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティアの活動に対する支援

少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修の実施や、その他活動に資する補助を実施します。【警視庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実

- ・ 保護司をはじめ、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関やNPO法人等の民間支援機関等、非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の活動の一助とするため、「事例に基づく支援機関等の紹介」等、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成・配布します。【生活文化スポーツ局】

- ・ 犯罪をした者等の社会復帰支援に携わる支援者の「立ち直りを支援する力」の向上を図り、支援者による再犯防止の取組の裾野を広げるため、外部講師等が再犯防止の基礎知識や支援事例等を講演する研修会を開催します。【生活文化スポーツ局】
- ・ 犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に、悩みや困難に応じた相談窓口等を検索したり、再犯防止に関する基礎知識、国・自治体・関係団体などの情報を調べることができる、再犯防止に関するポータルサイト（「リスタ！NET」）を運営します。【生活文化スポーツ局】
- ・ 犯罪をした者等の社会復帰への支援・指導に携わる保護司が高齢化、減少傾向にあり、その確保が課題となっていることから、東京都職員に対して保護司の仕事や魅力などに関する説明会を開催し、保護司確保に協力します。【生活文化スポーツ局】
- ・ 犯罪をした者等は生活困窮、疾病、家庭環境の悪化等の様々な困難を抱えており、複数の機関で連携して、その解決に向けて取り組む必要があることから、支援者の交流会を開催し、参加者同士のネットワークの強化とともに、支援活動の促進・活性化を図ります。【生活文化スポーツ局】
- ・ 東京都若者支援ポータルサイト（若ぼた）において、若者が抱える様々な悩み等に対する都内の支援機関・相談窓口を周知します。（再掲）【生活文化スポーツ局】

③ 更生保護事業に対する支援

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する都民の理解と協力を促進するため、更生保護施設や保護司会、更生保護女性会等に対する運営費補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。また、更生保護施設の機能を維持するため、国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を行います。【福祉

局】

④ 民間協力者との連携の強化

- ・ 保護司会など、関係機関・団体が参加する「東京都子供・若者支援協議会」を活用し、保護司への有用な情報提供や必要な支援等を協議します。【生活文化スポーツ局】
- ・ 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、非行少年に対する支援を適切なタイミングで開始するなど、途切れることがない支援を実施できるよう、保護司会等との連携を強化します。【生活文化スポーツ局】
- ・ 各地区の保護司会をはじめとする更生保護団体や更生保護施設が行う講習会等において、薬物依存症に関する知見を深める機会を充実させる研修を実施します。(再掲)【保健医療局、警視庁】

⑤ 再犯防止に関する広報・啓発の充実・強化

“社会を明るくする運動”を共催し、都内各地域でキャンペーン等を実施するとともに、訴求性の高いコンテンツを新たに制作・活用するなど、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を充実・強化します。【生活文化スポーツ局】

<参考> 国の関係機関における主な取組

○ 保護司適任者確保に向けた取組

地方公共団体、自治会、福祉・教育等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、地域の保護司適任者に関する情報を収集する取組を強化します。また、保護司活動を経験する保護司活動インターンシップなどを通じて、同協議会で情報提供のあった保護司候補者等に対して、保護司活動についての理解を深めてもらうとともに、実際に保護司として活動してもらえるよう、積極的に働きかけを行います。【東京保護観察所】

○ 公共施設での更生保護サポートセンターの設置の推進等

保護司と保護観察対象者等との面接場所の確保や保護司会をはじめとする地域の更生保護ボランティアと地方公共団体等との連携をより一層促進するため、地方公共団体等の協力を得て、公共施設での更生保護サポートセンターの設置及び面接場所の確保を推進し、またその運営の充実に努めます。【東京保護観察所】

○ 更生保護施設の地域拠点機能の強化

更生保護施設が、高齢・障害者や薬物事犯者等の自立に困難が伴う者を含め、より多くの刑務所出所者等を受け入れることができるよう、更には地域で生活する刑務所出所者等に対し必要な支援や処遇を提供する拠点となるよう、その運営及び処遇に対する支援を強化します。(再掲)
【東京保護観察所】

○ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

更生保護女性会、BBS会といった更生保護ボランティアに対する支援の充実と担い手の確保のため、活動機会の拡大のための支援、研修・広報の充実等を図ります。【東京保護観察所】

○ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

地方公共団体や民間協力者等と連携し、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”等において、矯正展や関東更生支援ネットワークをはじめとする犯罪をした者等の再犯の防止等について広く関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、刑事司法関係機関における再犯の防止等に関する施策やその効果について積極的に情報発信します。
【東京矯正管区、都内矯正施設、東京保護観察所】

コラム 11 更生保護女性会による地域との連携・協働活動について

(東京更生保護女性連盟)

更生保護女性会は、女性の立場から、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現しようとするボランティア団体であり、全国に約 13 万人の会員がおります。東京には、34 の地区更生保護女性会があり、これらの地区会で構成されている組織が東京更生保護女性連盟であり、約 1 万人の会員を有しています。

源流をたどれば、更生保護女性会の活動は、戦後多発した犯罪や非行を憂い、矯正施設に入所したり保護観察となった人たちを「放っておけない」との思いから、その更生を支援したことから始まりました。現在まで続くその代表的な活動が、更生保護施設での夕食作り、クリスマス会、誕生会などの各種イベントの開催などです。例えば新宿区更生保護女性会では同区内にある更生保護施設で、「男の料理教室」「ガーデニングクラブ」「クリスマス会」など多彩な活動を行っています。その活動をしながら、在会者が家族の話や今困っていることなどを話してくれるので、普通に相槌をうったり、主婦の知恵袋から「こうしたらいいわよ」とアドバイスをしたり、「それはがっかりするわよ」とやんわり一般常識の話をしています。

参加者の一人は「更生保護女性会のできばきとしたりご指導のもとに料理を手伝い、品数の多い素敵な料理が手早く出来上がりました。この美味しい料理を腹一杯食べさせてもらえて感謝しています。今日の料理教室は、本当にこれから先の私の食生活の為に色々と参考になり、大変勉強になりました。本当に楽しい時間に満腹しました。ありがとうございました。(原文ママ)」と感想文に記載しました。



(男の料理教室)

また、日常生活に根ざした女性の視点や力をもって活動している更生保護女性会は次第に地域の抱える少年非行や不良環境の問題に目を向け始め、子育て支援活動などにも積極的に取り組んでいます。

各地域において、保護司会はもちろん行政、福祉機関、学校、警察などと草の根的につながりができ、互いに協力しあったり、相談しあったりしながら、地域の課題解決に取り組むようになりました。地域住民の一人である身近な女性が活動していることで、商店街の方々が一肌脱いで、物品を供与してくれることもあります。更生保護女性会だけではできないことも多いですが、更生保護女性会が見つけた地域の課題について、周囲の様々な機関や人々に伝え、自分たちができること、あるいは、したいと考えていることを伝え、周囲を巻き

込みながら、時にはギブアンドテイクで、多くの人と力を合わせて多様な活動を展開しております。

コラム 12 更生保護サポートセンターを通じた地域連携の促進について

(東京保護観察所)

■ 保護司会と更生保護サポートセンター

東京都内では、約3,400人の保護司が、その地域性や民間性をいかし、社会の中で保護観察所の保護観察官と協働して犯罪や非行をした人に対する指導や援助に当たるとともに、一定の区域（保護区）ごとに「保護司会」（都内33団体）を組織し、犯罪予防のための様々な地域活動に取り組んでいます。

保護司と保護観察対象者等の面接場所の確保や保護司を始めとした地域更生保護ボランティアの活動拠点として、各区市町村の御協力も得て、都内全保護区（準備室3保護区を含む）に更生保護サポートセンター（以下「サポセン」という）が開設され、地域の安全・安心に向けた連携拠点として、様々な活動の場となっています。

■ サポセンでの活動について

・薬物依存回復プログラム等の実施

薬物依存からの回復には、プログラム等の支援を地域で息長く続けていくことが必要となっています。平成29年度から、大田区サポセンにて回復プログラムが開始され、その活動は都内全域に広がり、令和5年6月現在、都内9か所で回復プログラム、都内2か所で当事者の家族を支援する会を実施しています。回復プログラムは、保護観察官、保護司を中心に、地域の社会福祉士や公認心理師、保健師、大学の教員、そしてダルク等の民間支援団体のスタッフ等、地域の様々な人々のサポートにより運営され、保護観察対象者のみならず、保護観察を終わった人の中にも自ら希望して参加している人もいます。地元で少人数の参加者で井戸端会議のような暖かい雰囲気運営され、日々の生活について相談することなどもでき、参加者にとって途切れることのない支援を得られる場所となっています。

・住民サービスの拠点として

町田市のサポセンでは、「ひまわり相談まちだ」を開設し、メール・電話等による、相談を受け付けています。非行、教育相談、ひきこもり等、御家族からの困りごと相談を受けることが多く、経験豊富な保護司が無料で対応し、必要があれば地域の関係機関につなぐようにしています。都内においては、他の多くのサポセンでも同様の相談窓口が開設されています。

大田区のサポセンでは、大田区の社会福祉協議会から「車いす貸し出しステーション」を委託され、地元住民が気軽に来所する場所となっています。

■今後の課題と取組の方向性

上記事例のような取組は、都内の一部のサポセンでの取組となっています。近年、都内の刑法犯検挙人数は減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により目に見えない社会的孤立は広がっています。その人それぞれが抱えている孤独感・孤立感の背景に目を向け、地域の支援につなげていくことが重要となっています。都内全域に設置されているサポセンが、地域住民向けのサービスを提供し、地域の支援につなげていく活動拠点となることが期待されています。

6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組

再犯防止のための連携体制の強化等

【現状と課題】

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。
- 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいることから、個別の必要性に応じ、地方公共団体（都・区市町村）による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。
- 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援の

ノウハウ等に関する知見や情報が十分でないことが課題の一つとなっています。

○ そこで、都は、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等から構成される協議会を継続的に設置し、再犯防止の推進に関する情報交換、施策に係る包括的な協議を行い、再犯防止に向けた連携強化を図ってきました。

○ また、区市町村における再犯防止に資する取組を促進するため、都は、国の関係機関も参加する区市町村担当者連絡会の開催や、区市町村職員を対象とした研修会、区市町村における住民相談を適切な解決につなげるフォローアップ等を実施しています。

これらの取組により、区市町村に対する再犯防止に必要な知識・ノウハウの提供や、国・都・区市町村間の連携を強化することで、区市町村における再犯防止対策を後押ししています。

○ しかし、区市町村には、いまだ再犯防止に関する情報やノウハウ、専門知識の不足により、取組が進んでいない自治体も多くあります。

○ 今後も、区市町村における再犯防止に資する取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を強化していきます。

【具体的な取組】

① 再犯防止に向けた都内の支援連携体制の充実・強化

都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等から構成される東京都再犯防止推進協議会及びその実務者会議において、取組やその課題に係る協議、情報交換等を継続的に実施します。これにより、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化し、「地域による包摂」を進め、各取組の更なる充実を図っていきます。【生活文化スポーツ局】

② 多様な場を活用した各主体間の情報共有・連携強化の推進

定期的実施される関連協議会等を活用して、東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体間の情報共有・連携強化を適時適切に推進することで、各取組の更なる充実を図ります。【生活文化スポーツ局】

③ 区市町村における再犯防止対策の促進

再犯防止に関する「区市町村サポート事業」を実施し、区市町村の職員を対象とした研修会や、住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ、専門用語等を紹介するメールマガジンの配信等を行います。

また、「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を継続して開催し、都・区市町村相互の情報交換、取組事例の共有等を推進し、連携を図っていきます。

こうした、再犯防止に必要な専門知識・ノウハウの提供や、都・区市町村相互間の連携強化により、都と区市町村とが共に再犯防止に取り組むための環境を作り、区市町村における再犯防止対策を後押ししていきます。【生活文化スポーツ局】

<参考>国の関係機関における主な取組

○ 犯罪をした者等の支援に関する情報等の共有

都及び区市町村における再犯防止施策の推進に向けた検討に当たり、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報を提供し、新たな地方再犯防止推進計画策定等に向けた各種支援のほか、矯正官署、保護観察所等刑事司法関係機関職員の地方公共団体職員研修等への講師派遣、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【東京矯正管区、都内矯正施設、東京保護観察所】

コラム 13 八王子市における再犯防止の取組について

(八王子市 生活安全部 防犯課)

八王子市は、人とひと、人と地域など多様なつながりを実感し、市民の誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいます。

犯罪等をした者の中には、生活困窮者や高齢で身寄りがいない者など、本来、支援を必要としている人がいます。昨今のコロナ禍における家庭や地域社会とのつながりの希薄化などにより、様々な問題を抱えて生活している人も少なくありません。こうした生きづらさに寄り添い、繰り返し犯罪に手を染めることのないようにするには、市民に最も身近な立場でサービスを行う市区町村の役割は今後ますます重要になってくると考えられます。

【市職員が再犯防止の理解を深めること】

本市では、これまでも生活困窮者に対し、就労や住宅支援等、様々な支援を行ってきていますが、こうした情報が適切に伝わらず、必要な支援に結びつかないケースも少なくありません。

そこで、市職員に、再犯の現状や課題、それぞれの立場で何ができるかを考えてもらうため「再犯防止 e-ラーニング研修」を実施。また、都が実施している「再犯防止に関する区市町村向け研修会」に応募し、事例形式のグループワークを実施しました。日頃から生活困窮者等と関わっている福祉部の職員を中心に、複雑に絡み合う課題に対してグループで討議することで、各所管が連携し、組織横断的に問題解決を図るきっかけとなりました。

【関係機関・団体との信頼関係の構築】

再犯防止を効率的かつ効果的に推進していくために、「八王子市再犯防止推進会議」を設置し、情報交換や意見交換を行っています。再犯防止に関わる団体が垣根を超えて連携を深めていくためには、それぞれの取組をよく理解し、信頼関係を構築することが大切です。

そこで、東京保護観察所立川支部や市内の更生保護施設「自愛会」「紫翠苑」を訪問し、互いの仕事内容の確認や課題の共有を図りました。また、市内の矯正施設である多摩少年院とは、市民に少年院の矯正教育や再犯防止への理解を促すイベントを実施。そして、保護司会とは、市内の更生保護関係団体が集まり、再犯防止に関する座談会を実施しました。

本市の「社会を明るくする運動」では、今まで更生保護や再犯防止に関心のなかった層にメッセージを届けるため、多摩少年院とサッカーJ1リーグのFC東京に参加して頂き、イベントに来場された方々に立ち直りへの協力を呼び掛け

ることができました。

これからも再犯防止推進計画を通して得られた新たな「出会い・つながり」を大切に、国や都、民間協力者、そして市民と連携した新たな取組を展開してまいります。



「再犯防止に関する区市町村向け研修会」の様子



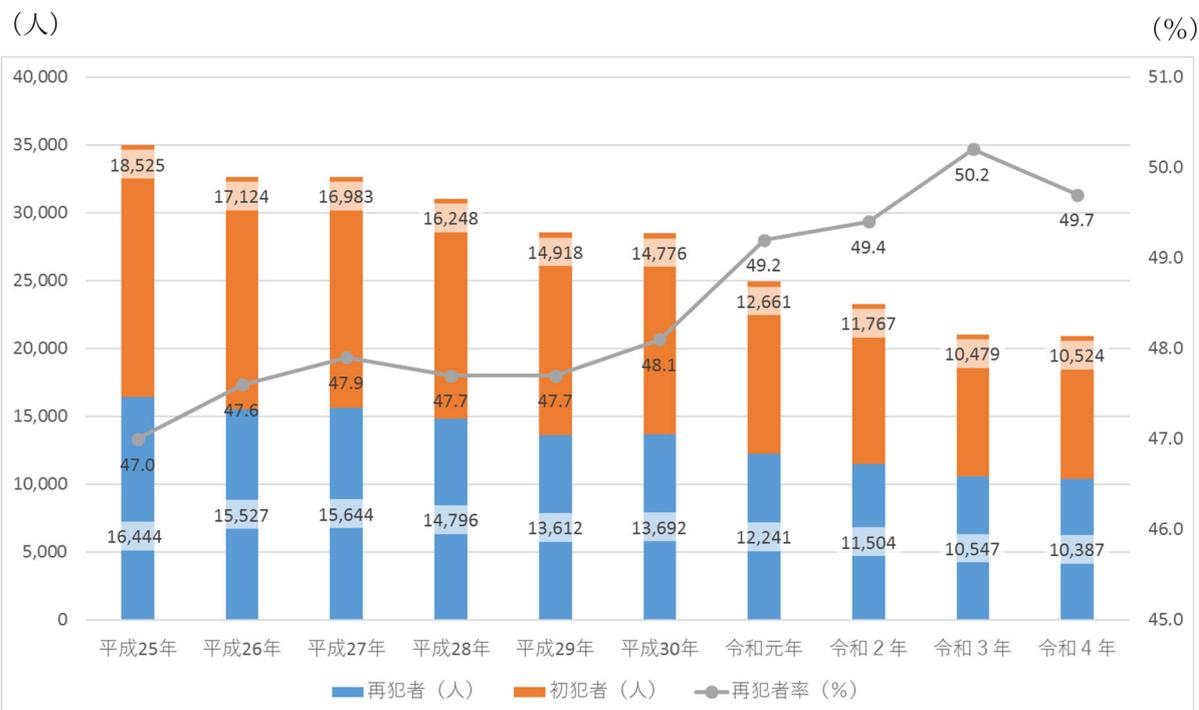
「社会を明るくする運動」の様子

(参考資料)

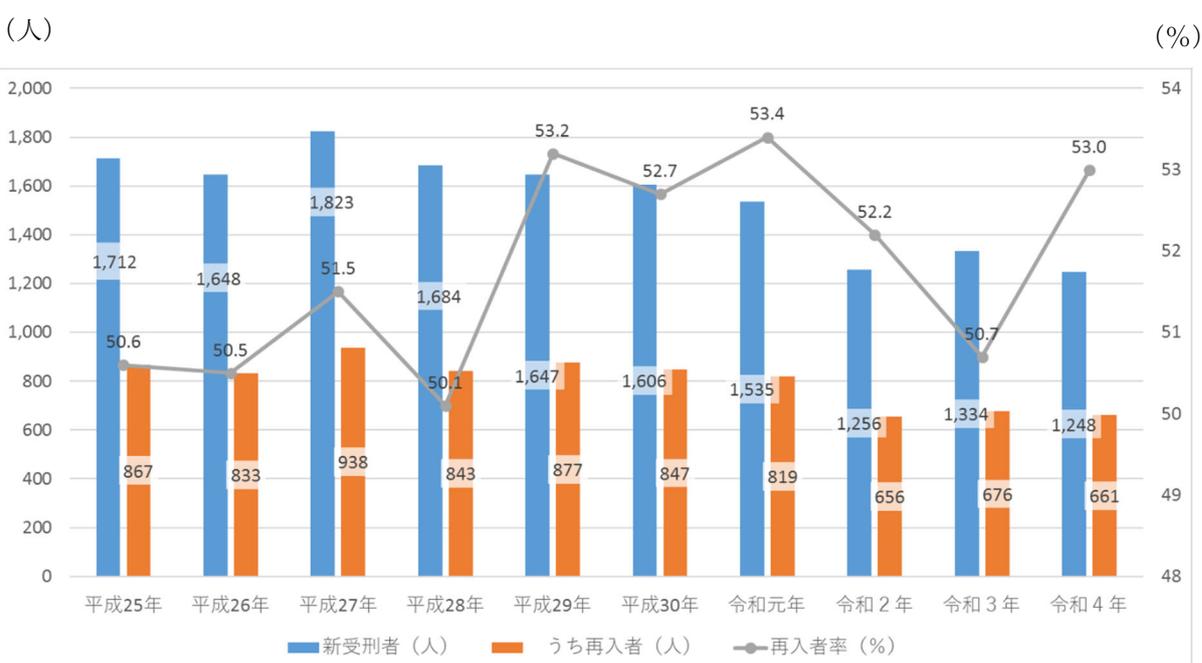
資料1 統計資料

(1) 都を取り巻く状況 (※統計はすべて法務省提供の資料による。)

○ 刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率 (東京都)



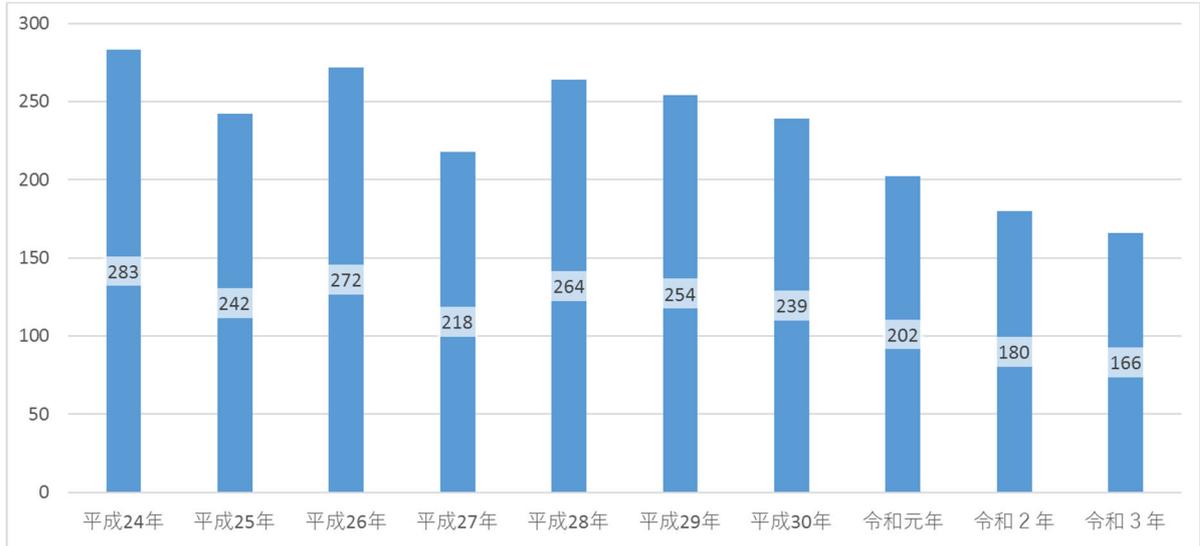
○ 新受刑者中の再入者数及び再入者率 (再入所に係る犯行時の居住地が東京都)



○ 出所受刑者の2年以内再入者数(※) (再入所に係る犯行時の居住地が東京都)

※ 該当年及び該当年の翌年の都道府県別再入者数

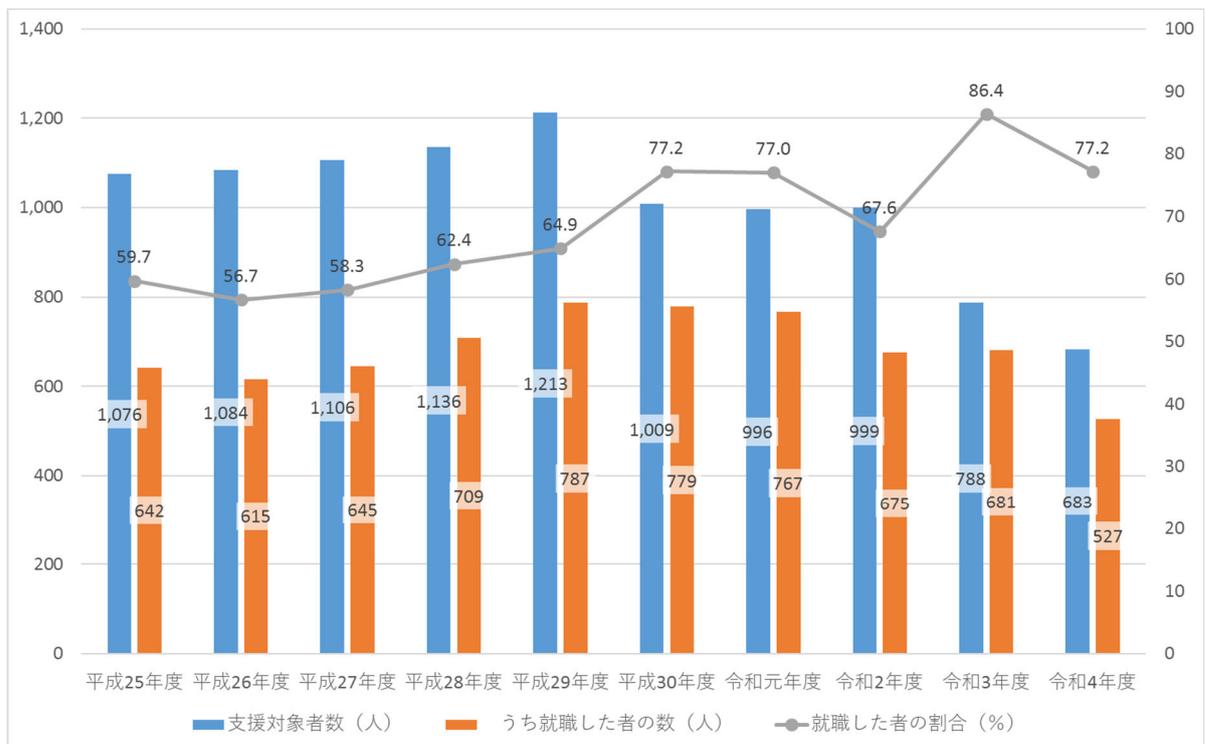
(人)



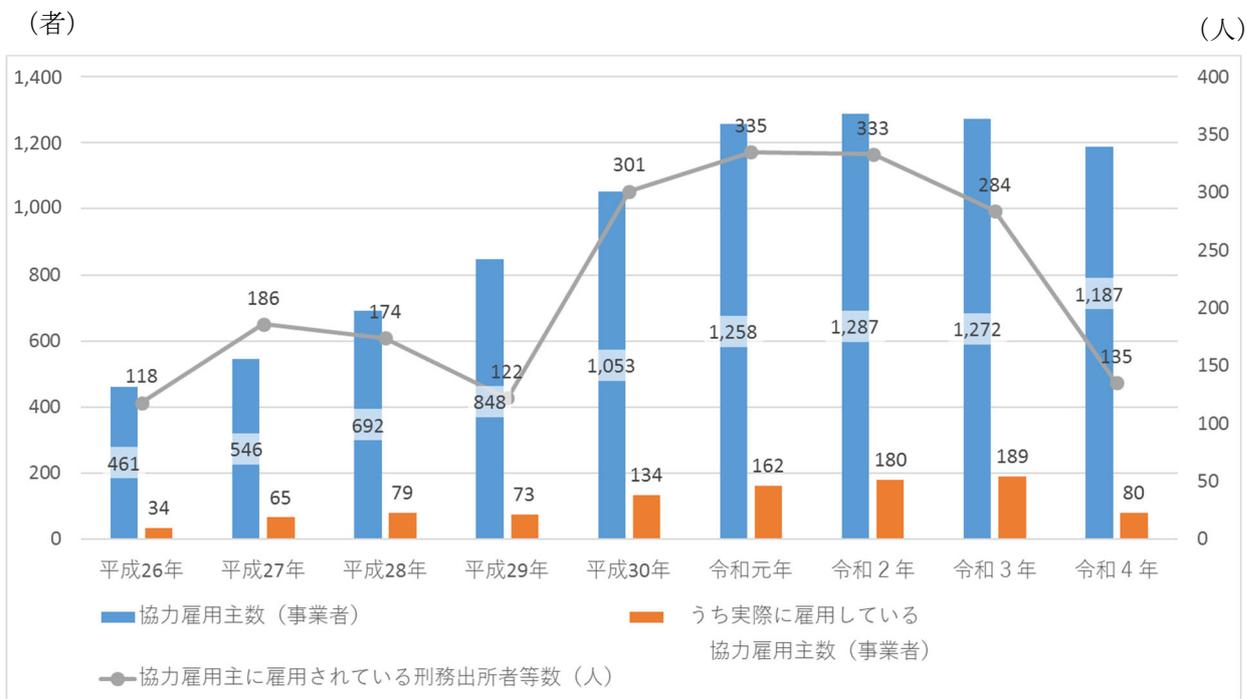
○ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合(都内ハローワークによる取扱い)

(人)

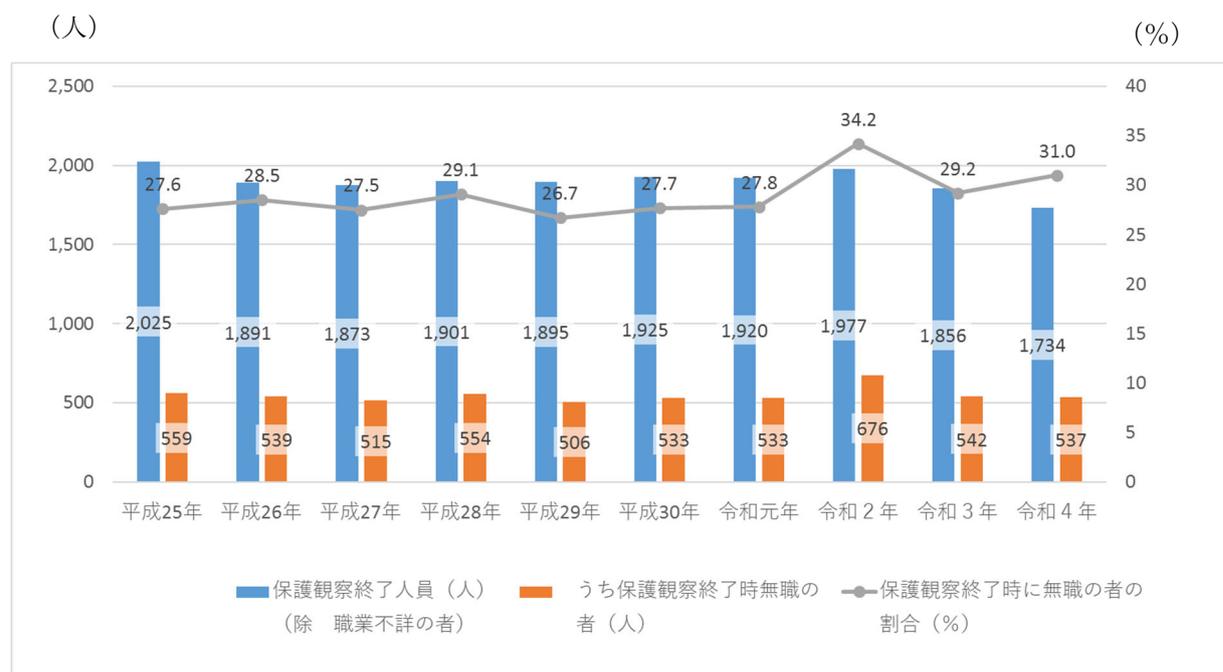
(%)



○ 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数（平成30年まで4月1日現在、令和元年から10月1日現在）
（東京保護観察所による登録事業者）



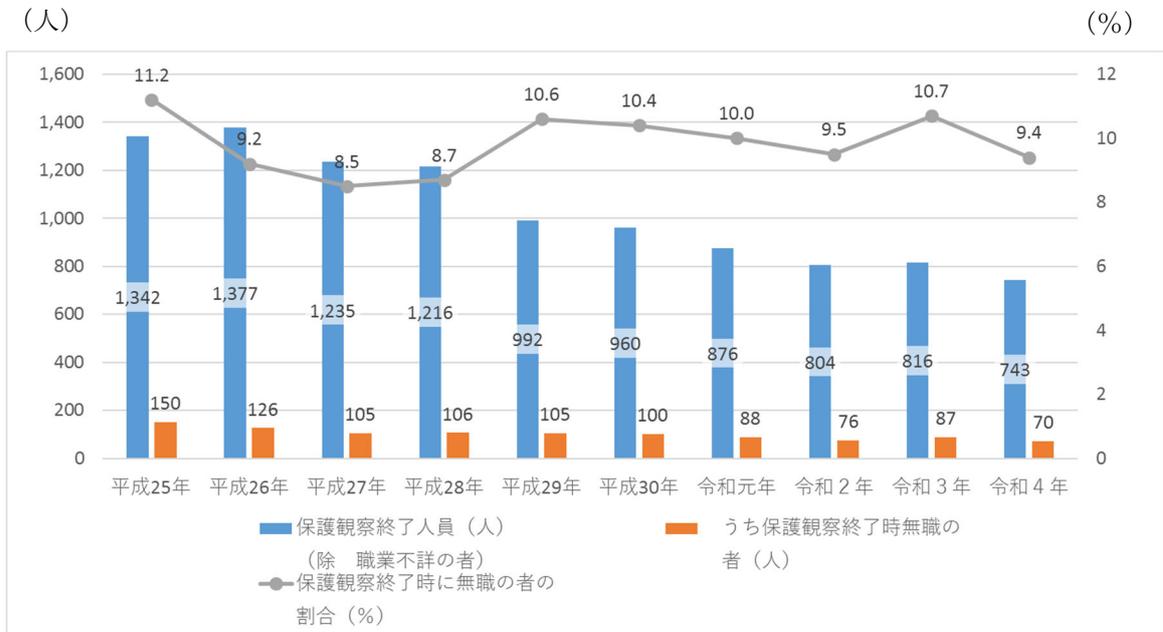
○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）（保護観察終了時点で東京保護観察所係属）



○ 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

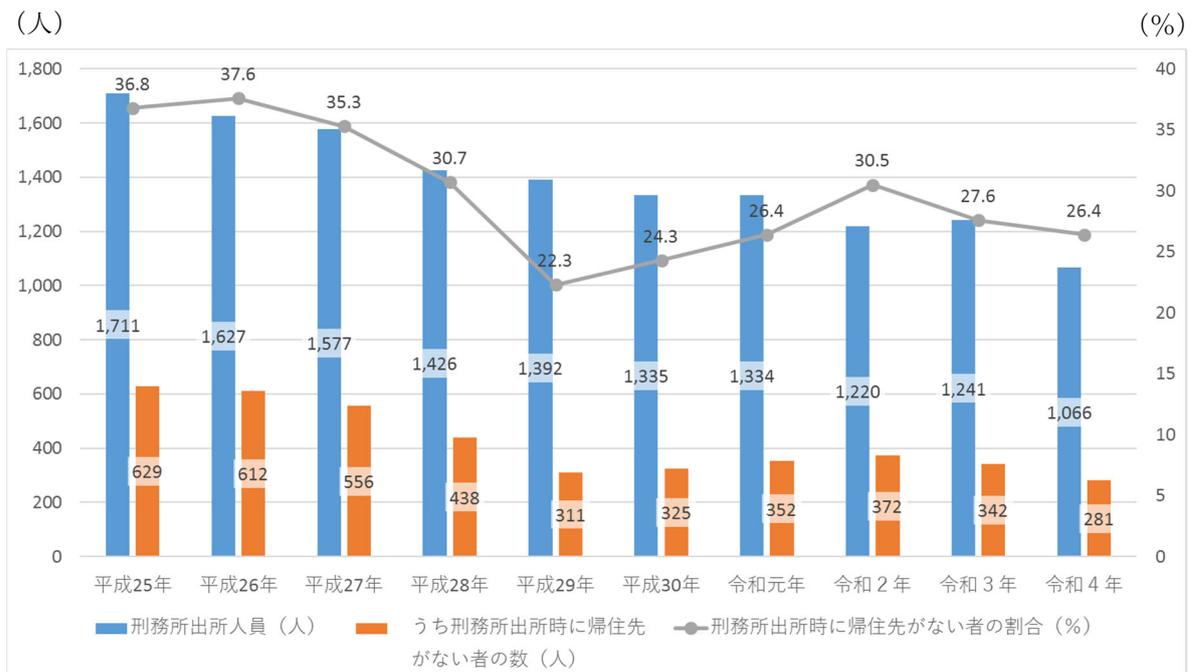
(保護観察処分少年(※)及び少年院仮退院者)(保護観察終了時点で東京保護観察所係属)

※交通短期保護観察の対象者は除く



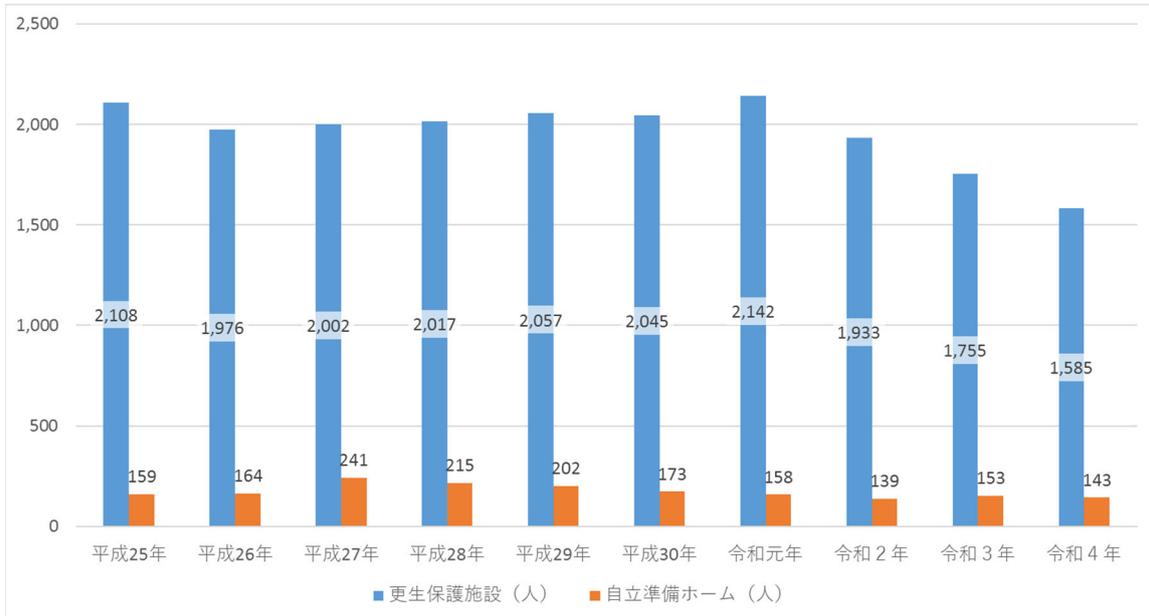
○ 刑務所出所時に帰住先がない者(※)の数及びその割合(都内の刑務所)

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。



○ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数
(都内の施設)

(人)

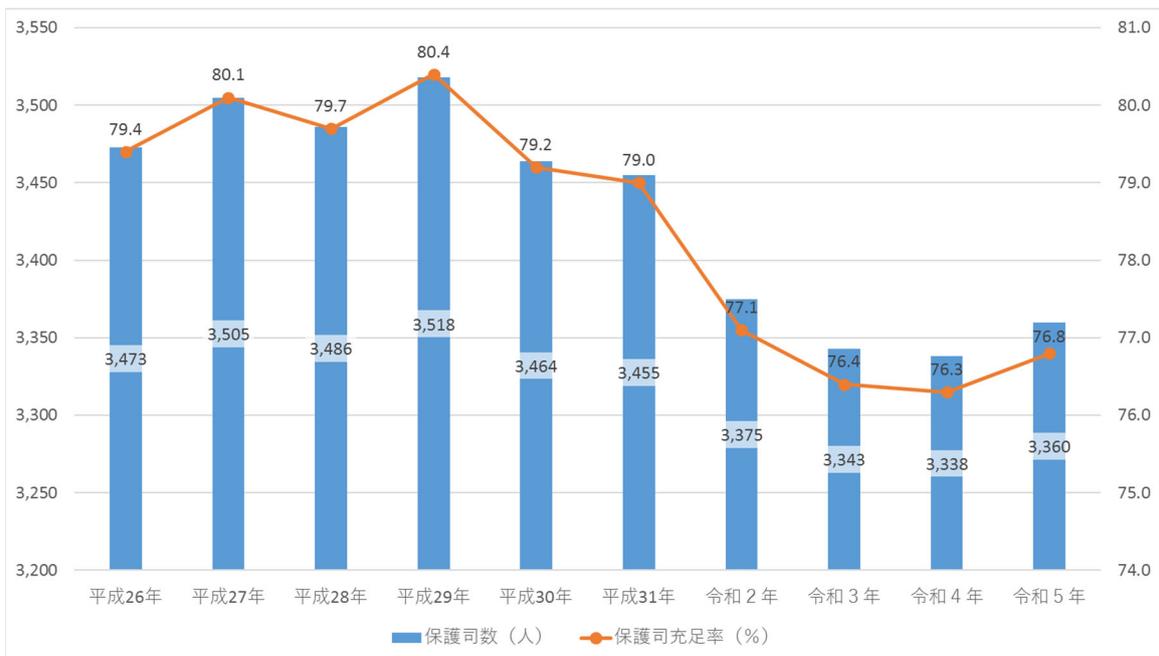


○ 保護司数及び保護司充足率(※) (各年1月1日現在) (東京都内)

※ 保護司定数：4,375人

(人)

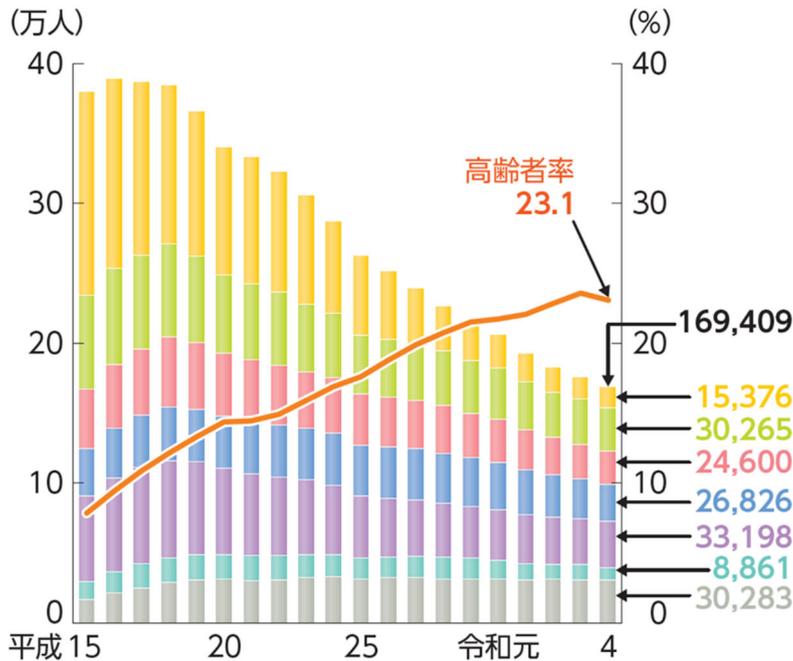
(%)



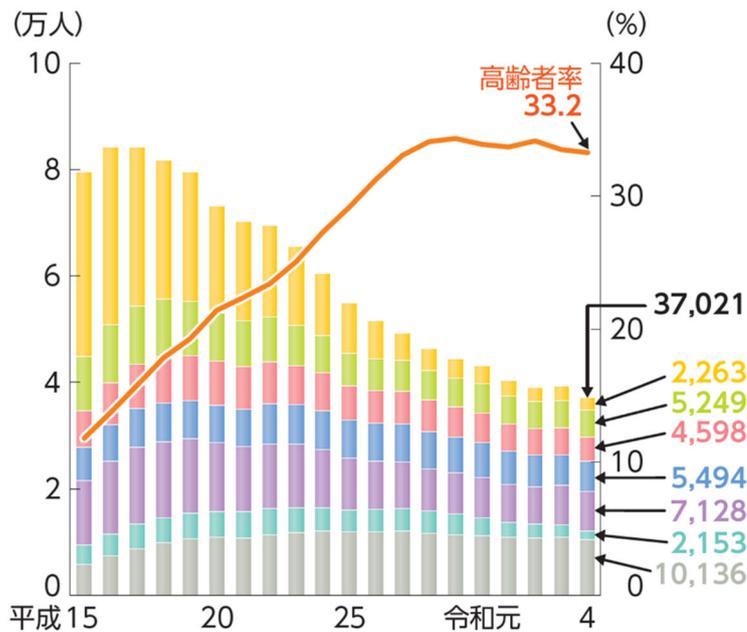
(2) 全国の状況 (※統計はすべて「令和5年版犯罪白書」による。)

○ 刑法犯 検挙人員 (年齢層別) ・高齢者率の推移

【総数】



【女性】



■ 20歳未満
 ■ 20～29歳
 ■ 30～39歳
 ■ 40～49歳
 ■ 50～64歳
 ■ 65～69歳
 ■ 70歳以上

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

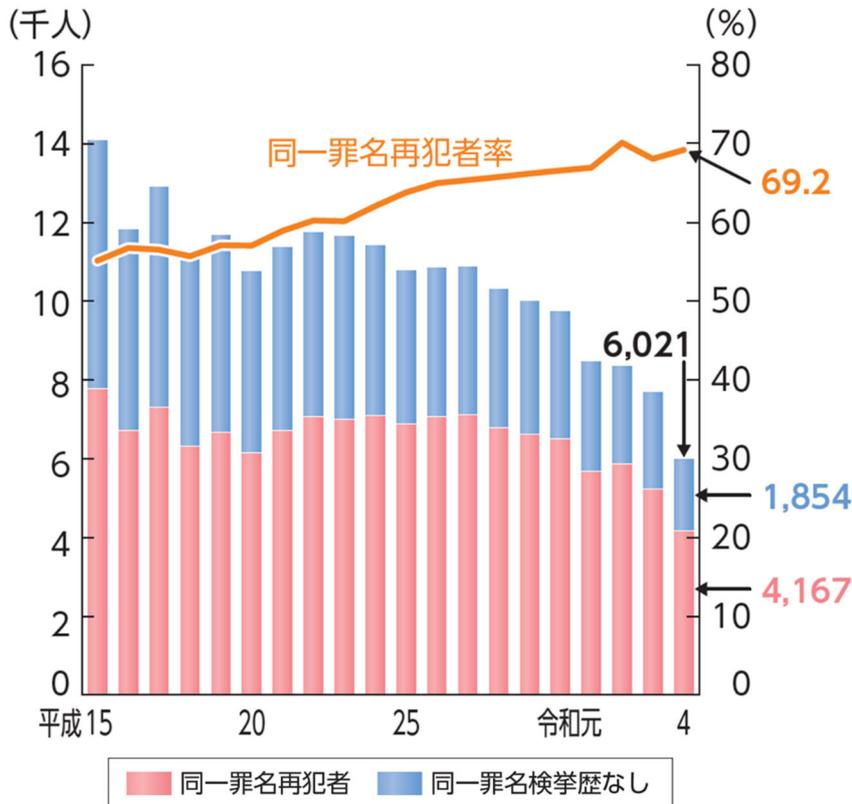
○ 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（全国）

（令和4年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

○ 覚醒剤取締法違反 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移（全国）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

資料2 東京都再犯防止推進協議会設置要綱

	令和元年	1月15日	31都安総都第657号
改正	令和4年	3月25日	3都安総都第842号
改正	令和4年	4月1日	4生安都第31号
改正	令和4年	8月22日	4生安都第412号
改正	令和5年	3月24日	4生安都第765号
改正	令和5年	7月21日	5生安都第397号

(目的)

第1 東京都再犯防止推進計画（令和元年7月31日付31都安総都第363号。以下「計画」という。）に基づき、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、当面する課題への対応等について包括的に協議することを目的として、東京都再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること
- (2) 再犯防止の推進に向けた情報交換
- (3) 再犯防止のための支援策等に関する検討
- (4) その他、計画の実施に関すること

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 協議会に会長をおく。会長は、東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務者会議)

第4 協議会に、実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(招集等)

第5 協議会及び実務者会議（以下「協議会等」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会等に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第6 協議会等の会議並びに会議録及び会議に係る資料は公開する。ただし、会長は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

2 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

(事務局)

第7 協議会等の事務局は、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する

別表

会長	東京都 生活文化スポーツ局 生活安全担当局長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 治安対策担当部長
委員	東京都 総務局 人権部長
委員	東京都 住宅政策本部 住宅政策担当部長
委員	東京都 福祉局 政策推進担当部長
委員	東京都 保健医療局 政策推進担当部長
委員	東京都 産業労働局 雇用就業部長
委員	東京都 教育庁 教育政策担当部長
委員	警視庁 総務部 企画課長
委員	東京地方検察庁 総務部付検事
委員	法務省 東京矯正管区 第一部 次長
委員	法務省 東京保護観察所長
委員	厚生労働省 東京労働局 職業安定部長
委員	中野区 地域支えあい推進部長
委員	八王子市 生活安全部長
委員	瑞穂町 福祉部長
委員	東京都保護司会連合会 会長
委員	東京更生保護女性連盟 会長
委員	東京更生保護施設連盟 会長
委員	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
委員	弁護士
委員	東京都町会連合会
委員	被害者当事者
委員	学識経験者

資料3 東京都再犯防止推進協議会実務者会議 組織運営要領

令和元年11月15日	31	都安総都第657号
令和4年4月1日	4	生安都第31号
令和4年8月22日	4	生安都第412号
令和5年7月21日	5	生安都第397号

(趣旨)

第1 この要領は、東京都再犯防止推進協議会設置要綱（令和元年11月15日付31都安総都第657号。以下「要綱」という。）第4第2項の規定に基づき、東京都再犯防止推進協議会実務者会議（以下「実務者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2 実務者会議は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、開催に際しては、取り扱う議題に関係する委員を招集する。
- 2 実務者会議に座長をおく。座長は、東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の職にある者をもって充てる。
 - 3 座長は、実務者会議の会務を総理し、実務者会議を代表する。
 - 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けた時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、実務者会議の運営その他必要な事項は、座長が実務者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表

座長	東京都 生活文化スポーツ局 治安対策担当部長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 共生社会担当課長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 治安対策課長
委員	東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 若年支援課長
委員	東京都 住宅政策本部 住宅企画部 住宅施策専門課長
委員	東京都 住宅政策本部 都営住宅経営部 管理制度担当課長
委員	東京都 福祉局 企画部 政策推進担当課長
委員	東京都 福祉局 生活福祉部 地域福祉課長
委員	東京都 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課長
委員	東京都 保健医療局 企画部 政策推進担当課長
委員	東京都 保健医療局 都立病院支援部 連絡調整担当課長
委員	東京都 保健医療局 健康安全部 麻薬・医薬品安全対策専門課長
委員	東京都 産業労働局 雇用就業部 計画調整担当課長
委員	東京都 教育庁 総務部 教育政策課長
委員	警視庁 生活安全部 生活安全総務課 ストーカー対策室長
委員	警視庁 生活安全部 少年育成課 環境担当管理官
委員	警視庁 生活安全特別捜査隊 子ども・女性安全対策班担当副隊長
委員	警視庁 組織犯罪対策部 暴力団対策課 暴力団排除担当管理官
委員	警視庁 組織犯罪対策部 薬物銃器対策課 薬物銃器対策担当管理官
委員	東京地方検察庁 総務部 統括捜査官（社会復帰支援担当）
委員	法務省 東京矯正管区 第一部 更生支援企画課長
委員	法務省 東京保護観察所 次長
委員	厚生労働省 東京労働局 職業安定部 職業対策課長
委員	東京都保護司会連合会 代表者
委員	東京更生保護女性連盟 代表者
委員	東京更生保護施設連盟 代表者
委員	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	弁護士
委員	学識経験者

資料4 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

第二次再犯防止推進計画（概要）

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

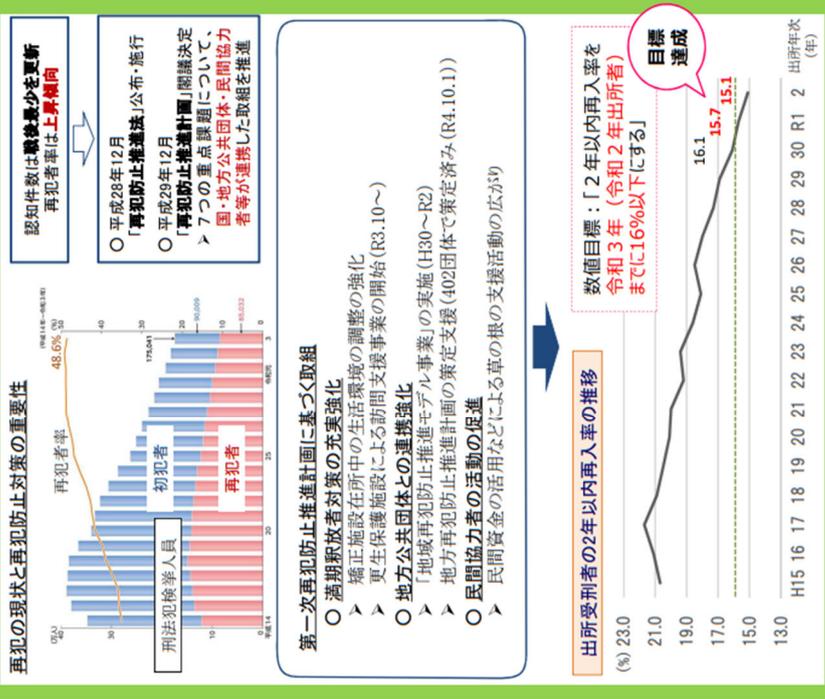
- ① 就労・住居の確保
 - 就労の確保
 - 拘禁刑創設後や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた**刑務作業の実施**
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を
行ったための**体制整備**
 - 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付けの強化**
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入居支援の実施**
 - 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学費試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 持続可能な**保護司制度**の確立とそれのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の**民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
 - 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく**具体的施策の実施状況・効果**について適切にフォローアップ

①検査者中の再犯者数及び再入者率 ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 ③出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
④主な罪名・特性別2年以内再入率 ⑤出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率 ⑥主な罪名・特性別3年以内再入率
⑦保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

再犯の現状と再犯防止対策の経緯



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。**
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた**地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。**
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体・民間協力者等の**主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。**

第二次東京都再犯防止推進計画

登録番号（5）92

令和6年3月 発行

編集・発行 東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部
都民安全課

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5388-2747

印刷 株式会社 シーエスプランニング

